

唐後半期における財務領使下幕職官とその位相

渡 邊 孝

はじめに―韋温の執奏―

唐・文宗の開成四年（八三九）、塩鉄推官として知河陰院の任にあった姚勗は冤獄を雪いで功あり、塩鉄転運使崔珙の奏請を経て、朝廷は勗をまさに権知職方員外郎に任じようとした。従六品上、廟堂の清官への奨拔である。ところが、右承韋温がこれに固く反対を持して譲らない。国朝已来、郎官は朝廷の清選であり、能吏を賞すべきポストではないと――⁽¹⁾。韋温は名族京兆韋氏の出、父の綬は德宗朝の翰林学士、叔父の貫之は憲宗朝の宰相という名門である⁽²⁾。朝廷の清官の地位と資序をあくまで重んずるこのたびの執奏も、まずはかかる貴族的意識の自然な発露と見てよいだろう⁽³⁾。ところで、実は姚勗は一介の能吏風情ではない。かの開元の名相姚崇の曾孫であり、長慶初年に進士登第をも果たしているのである⁽⁴⁾。事実、韋温の抵抗に困惑した文宗の下問に答えて、宰相楊嗣復もこの点に触れた上で、勗が殿中侍御史の清官から塩鉄の職に転じた（すなわち資序の面でも問題ない）ことを述べて、さらに言を継いで言う。「若し人の吏能有るもて清流に入らずんば、孰か陛下の為に煩劇に当たる者あら

ん。此れ衰晋の風也」と(『旧唐書』一六八 韋温伝)。

かつて宮崎市定・礪波護両氏は、唐後半期以降における国家形態の変化、すなわち何よりもまず財政の充足を最優先の課題とする新しい国家形態を「財政国家」と表現された⁽⁵⁾。かかる「財政国家」を支えていたのが塩の専売制であり、漕運・法務などを含めた専売行政を一手に管掌すべく、安史の乱後に新しく登場した役職が塩鉄転運使・判度支(度支使)などの財務使職であった。やや遅れて発足した判戸部を加え、やがて宋代の巨大財政官庁三司へと発展して行くかかる財務領使こそ、「財政国家」へと変貌を遂げんとする後期唐朝の支柱とも転轍手ともいふべき存在であつたと評し得る。さて、右の事件は、恰も中・晩唐の交にあたるこの時期において、名門の子弟にして「登龍門」たる進士出身者が財務領使下の職に就辟する事例があつたこと、こうした財務領使下の職から朝廷の清官へ昇遷することになお違和感を表明する者がある一方、かかる事態を宰相自らが是認する状況があつたことなど、財務領使下の属僚について色々と興味深い事情を垣間見せてくれるようである。

周知の如く、安史の乱を契機として唐朝の国家体制は劇的な変容を遂げ、従来の律令官制システムから、使職を中核とする行政運営・職務体系へと、なし崩し的に再編されて行つた。その尤なるものが、地方行政・軍制における藩鎮(節度使・觀察使等)であり、中央財政における財務領使であつたに他ならない。そしてこれら再編された唐朝後期国家体制を、単に「律令制の解体期」とか「衰退期」と見るのではなく、一つのそれなりに整序された新たな行政システムの始動と捉え、そこに宋朝的国家体制の原基の形成を見るのが近年主流の見解であるといえる⁽⁶⁾。かかる視座から、近年例えば藩鎮の行政スタッフである幕職官については急速に研究が進みつつあり、新たな知見が陸續と提出されている状況にある⁽⁷⁾。ところが、唐後半期行政システムのもう一方の要である財務領使下の属

僚については、ほとんど未解明のまま放置されているといつてよい。小論は、かかる唐後半期における財務領使下属僚の制度的実態や官僚機構内における地位について、その具体的解明を目的とするとともに、後期唐朝の「財政国家」への変貌の相を聊か望見するものである。

I 財務領使下幕職官の官制的概要

安史の乱後、逼迫した財政状況への応急策として設置されながら、その後日を遂うにつれて存在感と重要性を増し、ついに国家財政の中核的地位を占めるに至った財務領使、ことに塩鉄転運使・判度支（度支使）については、その設立から、やがて両使が中国全土の専売・漕運行政を二分して分掌（塩鉄転運使が東南Ⅱ海塩地区、判度支が西北Ⅱ解塩・井塩地区）するに至った経緯、また巡院や場・監といった下部機関の様態など、これまで多くの研究が積み重ねられてきた⁽⁸⁾。が、その財務領使の職務を支える下屬スタッフについては、わが国では巡院の長官たる知院官についての高橋繼男氏の研究を除いて⁽⁹⁾、ほとんど考究されていないと言つてよい。また、中国における近年の李錦繡氏の浩瀚な論著は⁽¹⁰⁾、財務領使下の吏僚について、判案郎官から、推官・巡官など本稿の所謂幕職官や巡院の長たる知院官、各種臨時的財務使職やその属僚、及び胥吏層に至るまで、広汎に網羅した瞠目すべき研究であるが、惜しむらくは、レヴェルを異にする各層の属僚が聊か平面的に並列され、唐後半期の官僚機構において各層の属僚が占めた位置等については、今一步考究を深める余地があると思われる。本稿は、右のような財務領使下の属僚のうち、恒常的使職たる度支・塩鉄両使及び判戸部下の幕職官、知院官、及び巡院下の幕職官につい

て、その唐後半期官僚機構における位相を詳細に検討・解明することを一つの目標とする。その前段として、本節では、まずかかる財務領使下の属僚について、その官制上の概要につき述べておきたい。

元来が「令外の官」たる財務領使の下属スタッフは、発足の当初から吏部の注擬によらず、領使の自己裁量による任用、すなわち辟召によったことは夙に指摘されている通りであり⁽¹¹⁾、唐後半期財政システムの礎を築いた財臣劉晏の辟召が「多く後進の幹能有る者」にして「一時の選」と称されたことは史上に名高い⁽¹²⁾（『旧唐書』一二三 劉晏伝）。この辟召による属僚任用システムは、恰も藩鎮下における幕職官と同様であり、藩鎮下の判官・掌書記・推官・巡官などの幕職官が、唐朝官僚制上の官人としての地位・身分を表示するために、檢校・兼・試の形で律令官（職事官）を帯び、これがただに名目的な虚銜にとどまらず、地方藩鎮の幕職官と中央朝廷の正員官の間を繋ぐ巧妙な架け橋としての役割を果たしていた事情については、かつて詳論したことがある⁽¹³⁾。一言でいうならば、幕職↓朝廷↓幕職↓朝廷というジグザグ・コースは、進士出身者など上級官人層の官途として全く普遍化していたのであり、むしろ昇達を早めるエリート・コースとして機能していたのである。さて、財務領使下の属僚も檢校・兼・試の形で職事官を帯びていたことは、藩鎮幕職官に同じい。財務領使下の属僚は専売行政の監督（巡院の場合は所在の藩道の監視も）という立場から、御史台の官（憲官）を帯びる例が多かったと考えられるが、冒頭に述べた姚勗が、結局正員の権知職方員外郎への転任ではなく、塩鉄使下の職は留任のまま檢校礼部郎中への進秩という形で決着したように、藩鎮下の幕職官と同様、郎官や大理評事・秘書省校書郎などの清流官を帯びる例も多く見られる⁽¹⁴⁾。また、徳宗の貞元二年（七八六）という中唐の比較的早い時期の吏部奏（『唐会要』七四 吏曹条例）に、

或は曾て郎官、御史、起居、補闕、拾遺、太常博士、兩府の判司、兩府畿・赤の官、使下の郎官たるの觀察使・節府・都団練・都防禦・度支・水陸運・塩鉄使・留守の判官・推官・書記等に任じられ、制勅分明にして、貞元元年十二月已前に離任せる者は、一切集まるを聴す。

とあり、ここでは「觀察使・節府・都団練・都防禦」使下の属僚と「度支・水陸運・塩鉄使」下のそれが並列されており、両者が官制上通底する存在であつたことを示唆している。また「和羅使幕」¹⁵「陝運使幕」¹⁶、或は糧料使下の「幕府に留参」¹⁷するなどと、当時の史料にこれら財務使職下の政務機構を「幕府」と表現することもある見られる。

以上のような含意から、以下本稿では、財務領使下の属僚をも「幕職官」と呼称することとする。それではまず、財務領使下幕職官の種類と階層から検討して行きたい。

(1) 領使直属の幕職官

塩鉄転運使・判度支(度支使)など財務領使下の幕職官として史料上に検出されるのは、ほぼ副使・判官・推官・巡官の四者である¹⁸。副使は領使の副貳たる重職であり、憲宗朝の財臣塩鉄使李巽が王播を副使とし、王播が塩鉄使となると敏腕家程异を副使としたこと(『旧唐書』一六四 王播伝)、順宗朝に政權を専掌した王叔文が宿老杜佑に度支・塩鉄使を領せしめ、自らは副使となつて「実は其の政を専らに」したこと(『新唐書』一六八 王叔文伝)などは著名な事例である。巡官・推官はその名の通り、前者は巡察を、後者は推鞠すなわち刑獄を主な任務とし、専売行政に不可欠な監査・監察業務に広範に従事したと考えられる。後掲の【表3】に見られるように、

巡官から推官に転じた例が多いことから、後者の方が地位がやや上であったと見られるが⁽¹⁹⁾、塩鉄巡官から塩鉄推官↓度支巡官と移った例〔表3〕No.159 盧輶⁽²⁰⁾もあり、「度支推巡」と一括呼称される例 (No.135 韓益) もあって、両者の地位はほぼ拮抗するものであったようである⁽²¹⁾。これに対し、判官は藩鎮使府下における同職の職掌・地位から推すと、高級補佐官として事務全般を統轄し、巡官・推官の上に立つものであったと考えられ⁽²²⁾、州刺史から判官に辟される例 (No.129 殷彪) も見られることは、その地位の高さを示唆する。但し「判官」の称が、冒頭に掲げた姚勗が『新唐書』や『冊府元龜』では「推官」と記されているのに対し『旧唐書』では「判官」と称されているように、藩府下において幕職官を総称して「判官」とも称したのと同様、財務領使下の幕職官全般を指す汎称としても用いられたことは、注意が必要である。さらに後述の「判案郎官」も「判官」と通称される場合があり⁽²³⁾、史料上「判官」の称については慎重に吟味する必要がある。これと関連して、塩鉄副使・判官に対し、度支副使・判官が史料上ほとんど全く検出されないのは、後述のように、度支下には常時数名の判案郎官 (判度支案) が置かれており、これが実質上副貳乃至高級僚佐の任に相当するものであったためかと思われる^(補註)。なお元和年間以降、六部戸部下四司 (戸部・度支・金部・倉部) の戸部司が京官俸料銭・和羅・榷茶など独自の戸部財政を司るようになる⁽²⁴⁾、戸部司 (判戸部) の下には、元和六年 (八一二) 四月に巡官が設置され (『唐会要』五八尚書省諸司中、戸部侍郎)、以後「戸部巡官・勾当河南・淮南道両税」 (元稹『元氏長慶集』四八「趙真長戸部郎中兼侍御史等」)、「趙元方除戸部和羅巡官・陳洙除長安県尉・王巖除右金吾使判官等制」 (杜牧『樊川文集』一九) の如く、両税や和羅に関わる任務 (巡察) に従事していたことが知られるが、戸部副使・戸部推官などの存在は史料上に確認できない⁽²⁵⁾。

ここで所謂「判案郎官」について一言しておく必要がある。度支は、周知の如く六部戸部下四司の度支司が、安史の乱後の業務膨張に伴い、巨大財政官司に拡大・発展したものであるが、そうなると度支本来のスタッフ（郎中・員外郎各一員）ではもはや繁劇な業務を捌ききれず、他の尚書二十六司の郎中・員外郎から適宜有能な人員を度支の業務に差充することが行われるようになった。これを「判度支案」と称し（度支を総領する「判度支」＝度支使とは別物）、ほぼ五員前後が置かれていた⁽²⁶⁾。同様に戸部司においても他官来判による「判戸部案」が置かれており（これも戸部を総領する「判戸部」とは別物）、但しこちらの人員は不詳である。一方、塩鉄転運使は度支・戸部と異なり、立脚すべき原官司をもたぬから⁽²⁷⁾、本来「判塩鉄案」の名称はあり得ぬはずであるが、しかし恐らくは「判度支案」「判戸部案」とのアナロジーから、同等の職階（＝郎官が差補される高級僚佐）を設けるべく、「入りて工部郎中・判塩鉄案と為る」（『旧唐書』一七二 李石伝）、「杓直（李建）員外郎を以て判塩鉄たり」（『元氏長慶集』一七「貶江陵途中寄樂天」）の如く、「判塩鉄案」なる職名も確かに存したと認められる。これら判案郎官は、「司徒杜公（杜悰）の邦計を総ぶる也、主客員外郎・判度支案に奏充さる」（『洛陽新獲墓誌』一一二「皇甫煒墓誌」）、「旋いで倉部員外を拜し、職は民曹に属す⁽²⁸⁾。昭州（戸部侍郎・判戸部李珪）の知に従ふ也」（『匯編（洛陽二三）』一七五頁「韋墳墓誌」）の如く、財務領使の奏請によって差充されたことは、幕職官の場合と同様である。その意味で、判案郎官は疑いもなく財務幕職官と共通の性格を有する存在と言い得るが、但し両者の間には一点重大な相違がある。それは財務幕職官が名目的な検校・兼・試官を帯びるのに対し、判案郎官はあくまで現任の郎中・員外郎が差補されるという点である⁽²⁹⁾。すなわち、判案郎官は、財務領使の下屬スタッフというよりも、朝廷の中堅エリート官僚が領使（後述の如く多く宰相兼任乃至は準宰相級の高品官僚）とともに中央財政

を分判するという性格が強いのである。かかる判案郎官についての詳細は別稿に譲るとして³⁰⁾、本稿では、ひとまずかかる中堅エリート官僚が領使の最高級僚佐として存していたという事実を確認するにとどめておきたい。

(2) 知院官

塩鉄・度支などの財務領使が、専売行政の実施・監督、私塩取り締まり、また薄道の監察など、広汎な任務に当たらせるべく、生産・流通の要地に布置した出先機関が巡院であり、その詳細については、高橋継男氏の一連の研究に詳しい。巡院の長官たる知院官は、宋代の路転運使の前身に比せられる如く、地方専売行政の要ともいふべき位置を占め、特に重要な揚子院・河陰院などの知院官は留後を以て称されたこと、そしてこれら知院官は財務領使によって直接辟召・差遣されたこともまた、氏の説く通りである³¹⁾。

この知院官は、冒頭に掲げた姚勗が、塩鉄推官を帯びて知河陰院の任にあったように、財務領使下の幕職官(判官・推官・巡官)の肩書きを帯びて、各地の巡院の長官に差遣される形式をとることもあった。夙に大曆中、詩人として有名な劉長卿が「檢校祠部員外郎を以て転運使判官と為り、知淮西鄂岳転運留後」となったとあり(『新唐書』六〇 芸文志)、この「転運留後」は、転運使が各道に派遣した出先機関の責任者であり、要すれば劉晏によって布置された巡院の長に他ならない³²⁾。また大和五年(八三一)、戸部が新たに歸州に巡院を設置した際「巡官李漬をして専往せしめ」た例や(『冊府元龜』五〇四 邦計部・関市)、宣宗朝に塩運使となった柳仲郢が李德裕の甥従質を「推官と為し、知蘇州院事たらし」めた例(『旧唐書』一六五 柳仲郢伝)が見え、後掲【表2】のNo.60殷彪は、塩鉄転運使柳公綽に辟されて「転運判官に充てら」れ「知揚子留後」となっているが、これなども転運判

官の肩書きを帯したまま、揚子留後の任に差遣されたと見るべきかもしれない。これらのことの意味については、のちにまた触れたい。

(3) 巡院下の幕職官と監場官

各地の巡院においてもまた、その広汎な業務のため、多くのスタッフを抱えていたことは言うまでもない。巡院下のスタッフは、士人が就任する幕職官と、胥吏とに大別される。今『唐会要』八八 塩鉄使に記載が残る河中院についてその構成を見ると、

安邑・解県両池。榷塩使一員、推官一員、巡官六員〔『冊府元龜』四八三 邦計部・總序は「十員」に作る〕、安邑院官一員、解県員官一員、胥吏若干員、防池の官健及び池戸若干人を置く。

とある。「勾檢官」「書手」「招商官」或は「主吏」などに見える胥吏乃至胥吏的⁽³³⁾な下級幕職層についてはひとまず措き⁽³⁴⁾、河中院が度支管下最大の産塩地たる河東塩池を擁することに鑑みれば、他の巡院においても、ここに見える推官一員・巡官六乃至十員の範囲を大きく超えることはなかったと思われる⁽³⁵⁾。これら巡院下の幕職官は、『撰塩鉄揚子留後巡官・將仕郎・前守陳州太康県尉 鄭君房』(後掲【表1】No.17)「度支東渭橋給納使巡官」⁽³⁶⁾・將仕郎・試大理評事・兼監察御史 白從道〔『樊川文集』一九「白從道除東渭橋巡官、陶祥除福建支使、劉蛻寿州巡官制」〕「度支宣歙院巡官兼侍御史」(『新唐書』七一下 宰相世系表、越公房楊氏—楊球)の如く、所属の巡院名を冠して称され、律令官制上の地位を表示する前資官や檢校・兼・試官等を帯びることは財務領使直属の幕職官と同じ。また「両池(安邑解県榷塩)使判官」(後掲【表1】No.23 盧伯卿)「東渭橋給納判官」(『匯編』洛陽一二)『

一一六頁「馬倣墓誌」〕「湖南塩鉄判官」(『新唐書』七二下 宰相世系表、始興張氏—張郛) などからすると、巡院下にも判官の職号があった可能性があるが、前述の通り「判官」は幕職の汎称としても用いられるから、これらの例だけでは判然としない。

これら巡院下の幕職官は誰によって辟召されたのであろうか。「前運司王公〔播〕又た今の職〔河陰留後巡官〕に署す」(後掲【表1】 No.16楊仲雅)「塩鉄使公の才を聞きて、職を東都院巡官に署す」(No.21劉茂貞)といった記載からすると、巡院下幕職官もまた概ね財務領使の直接の辟召によっていた如くである⁽³⁷⁾。なお劉茂貞は、河陰院巡官を以て「上運を都催す」といい、大和四年(八三〇)春「新使・旧相太原王公」＝塩鉄使王涯によって「使職に遷署され、前に依りて運事を都轄す」とある。同年六月に没した茂貞の誌題は「諸道塩鉄鈔運等使巡覆官」と記すから、この「使職」とは、右の「巡覆官」すなわち「塩鉄巡官」であり⁽³⁸⁾、しかもその実際の任務は、従前と同じく「運事＝上運」すなわち河陰—渭口間の黄河漕運にあったと考えられる⁽³⁹⁾。とすれば、茂貞の巡院下幕職官から塩鉄使直属幕職官への叙遷は、肩書き上の賞酬的な昇進と考えられ、領使直属の幕職官がある種のステータスを持っていたことが想定される。さきに述べた一部知院官が領使直属幕職官を帯びる意味もここにあったと考えられ、一般の知院官より抜きん出た優待を示す意に他ならなかったと思われる。かかる領使直属幕職官の地位的優越については、次節で詳論したい。

さて、産塩地において、塩の生産や売渡し(＝塩税徴収)に直接関与する下級塩政機関が監・場である。『金石萃編』一〇三「大唐河東塩池靈慶公神祠碑并序」の「碑陰記」(貞元十三年＝七九七)は、河東塩池に関わる塩政官が、知度支河中院馮興・知度支解州池橋寰・知度支安邑池韋縦以下列記されるが、そこには「塩宗監官・朝議

郎・行監・賜金魚袋楊日新」の一監と、「方集場官・朝請郎・前試左衛兵曹參軍李文質」以下「資国場官・將仕郎・試率更寺主簿崔阡」に至る八場の官が列記されている。『嘉泰会稽志』一七に「唐越州有蘭亭監。官場五、曰会稽東場・会稽西場・余姚場・懷遠場・地心場」とある如く、一般に塩場は塩監の統轄下にあったと考えられるから、概ね「巡院―監―場」という統属関係が想定される。前記河中院の場合は、知解県池・知安邑池の両官が実質的に監官の役割を担っていたのではないかと思われる⁽⁴⁰⁾。

これらの監場官に巡院下の幕職官が差充された例がある。「尋いで揚子巡官に改められ、復た嘉禾監を領す」（後掲【表1】No.20）とある張渾の例がそれである。なお嘉禾監は蘇州嘉興監と見て間違いなく⁽⁴¹⁾、特に傑出した製塩高を誇る四塩監の一つであった（『輿地紀勝』四〇 淮南東路・泰州所引『元和郡県志』）。また【表1】に見られる如く、巡院下の幕職官と監場官は、ともに州県官を前任とする事例が多い。こうしたことから、巡院下の幕職官と監場官はほぼ拮抗する地位にあったと考えられる。また、池州石埭県令から「塩鉄使其の績を廉得し、廷尉評事に奏して萊蕪監を理」めしめたとある李郁（表1 No.22）、「榷筦の務を総」ぶ、すなわち塩鉄転運使となった王凝によって「嘉興監官に奏」された張中立（No.31）、淮南節度使として塩鉄転運使を兼ねた高駢によって「揚州海陵監事に署」された駱潜（No.32）、同じく高駢によって「撰塩鉄出使巡官・勾勘当司錢物」乃至「知丹陽監事」に任じられた王榮（崔致遠『桂苑筆耕集』一三「右司馬王榮端公撰塩鉄出使巡官」「王榮端公知丹陽監事」、また「權羅使巡官・知塩城監事」に任じられた臧漣（同「臧漣知塩城監事」）の如く、監官も財務領使の直接の辟召によった事例が多く認められる。また、大中七年（八五三）揚州海陵県丞張觀は、淮南節度使杜悰によって「陵亭場務を総ぶるを委ねら」れているが（No.27）、この淮南節度使杜悰は塩鉄転運使を兼任していたと見るべきである

う⁽⁴²⁾。これは場官が領使によつて辟召された例である。その一方、県の主簿であつた韋子諒を、揚子留後崔俊⁽⁴³⁾が「其の行ひを聞き、遂に之を邀署す」(『文苑英華』八〇七 沈亜之「杭州場壁記」)と、杭州場の場官に署した例がある。監場官の中には、知院官の辟召乃至奏薦によつて任じられた者もあつたようである⁽⁴⁴⁾。ともあれ、ここでは財務領使直属の幕職官と知院官に対して、一ランク下位に位置する巡院下の幕職官と監場官を、一つのカテゴリとして扱うこととしたい⁽⁴⁵⁾。

Ⅱ 唐後半期の官制上における財務領使下幕職官の位置

高橋継男氏は、知院官の官界における地位について、県令と刺史の間に位置するとし、また元和初年の段階では、藩鎮の文官幕僚(幕職官)より下位にあると見なされるとの知見を示された⁽⁴⁶⁾。概ね異存はないのであるが、話を知院官のみならず財務領使下幕職官全般に広げた場合、同じく辟召制による藩鎮幕職官との地位的異同乃至相同については、なお検討の余地があるものと思われる。以下、前節に述べた如く《財務領使直属の幕職官》《知院官》《巡院下の幕職官および監場官》の三つの範疇に分かつて分析を加えてみたい。

(1) 巡院下の幕職官と監場官

行論の都合上、まず巡院下の幕職官および監場官について、その官制上の位置について考察する。いま巡院下の幕職官および監場官について、その前任官または遷出先が判明するものについて表示したのが、次に掲げる【表1】

である。なお、後掲の【表3】までを通じて、時期的には、劉晏と第五琦による東・西の財政分掌体制成立後、巡院網の布置が開始された代宗朝の水泰元年（七六五）より、黄巢の乱によつて唐朝中央政權が崩壊する乾符末（八七九）までを範囲とし、またピックアップの対象は、あくまで前任官または遷出先が判明する官人に限っている。従つて、決して史料上検知し得る就任者を網羅したものではないが、しかし【表1】から【表3】まで延べ170名余の事例を通観すれば、おのずから大体の趨勢を窺うに足るものではないかと考える。

まず、巡院下幕職官・監場官の前任を見ると、前任が判明する29名中（丁憂をはさむNo.30の令狐統を含める。待考の盧宏は除く）実に27名が下級州県官からの遷入であることが注目される。27名の内訳は、県令5・県丞2・県主簿7・県尉8・州參軍5となっている。表中No.1～12は貞元十三年（七九七）建立の「大唐河東塩池靈慶公神祠碑」の「碑陰記」に見えるもので、河東解池を擁する度支河中院の官員構成を伺う好個の史料であるが、このうち京畿近傍の京畿道・関内道の州県官が4名（No.2348）、河中府及びその近傍の絳州・晋州の州県官が5名（No.1561112）と、12名中9名を占めていることが判明する。また、表全体を見渡して、進士出身者が見られないことと対応して、京畿近傍でも主に進士出身者が就くエリート・ポストたる畿県の尉⁴⁷は見られないことも分かる。これらを勘案するに、河中院の幕職・監場官の場合、在京の判度支が、京畿近傍の下級州県官から、進士出身のキャリアはないが吏能才幹ある者を見出して辟召したり、現地の知院官が、同じく現地近傍の幹能ある州県官に目星をつけ、判度支への奏薦を経て辟召・叙任されるといったメカニズムが想定できるようである。またNo.23の盧伯卿は河中府猗氏県主簿から「泉貨の司、公を猗氏之理より移して、以て榷筦之用を成さしめんと願ひ」て東渭橋給納使巡官に充てられ、塩鉄転運使管下の東南においても、No.15の殷彪は、東南塩政の中心揚州に隣接する楚

【表1】巡院下幕職・知監場官の前任・遷出事例一覧表（乾符末＝879まで）

№	姓名	前任	巡院下幕職・知監場官	遷出	時期	出身	出典
1	橋 登	絳州龍門県令	草知度支解県池		貞元13	?	卷103
2	卬 遇	京兆府昭仁県主簿	度支河中院巡官	〃	〃	?	〃
3	崔 震	華州下邽県尉	度支河中院巡官	〃	〃	?	〃
4	楊叔興	同州郃陽県尉	阿池都巡檢官	〃	〃	?	〃
5	崔季常	絳州万泉県主簿	塩門勸会官	〃	〃	?	〃
6	崔士衡	曹州神山県尉	方集勸会官	〃	〃	?	〃
7	張 伸	曹州郛城県尉	塩宗勸会官	〃	〃	?	〃
8	賈公幹	寧州司田參軍	東郭勸会官	〃	〃	?	〃
9	韓 椿	曹州大邑県丞	塩北場官	〃	〃	?	〃
10	李広成	杭州司土參軍	青鼻場官	〃	〃	?	〃
11	喬 孝	絳州懷山県主簿	分案場官	〃	〃	?	〃
12	韋厚正	河中府猗氏県尉	崇泉場官	〃	〃	?	〃
13	韋 迄	太原府楊州県主簿	揚子堤巡官		貞元末	?	比記149
14	魏 彪	河陽院事→(冬)懷州參軍→果州司戸參軍	〔為度支山南和唐使所厚…共理塩園〕	懷州司戸參軍	貞元末頃	?	鹽編(陝西2)35
15	殷 彪	兗州録事參軍	知度支院・運鹽興監	殿中侍御史	貞和初	〇明	高橋1990 論文
16	楊仲雅	徐州新県主簿	河院留後巡官		元和中	蔭?	鹽編(洛陽13)38
17	鄭君房	陳州太康県尉	揚子留後巡官		元和中	?	鹽編(江蘇)72
18	盧勉約	〔岳州之官〕→黔中經略推官(不載)	塩興宝心院巡官	知富國監→鹽府院巡官→宝心院巡官→	元和12	蔭	補遺(8)154
19	韋子諒	某県主簿	知杭州場	揚子巡官・〔留嘉禾監〕	元和末	?	英807
20	張 湮	懷州已水県尉	〔留塩興宝都監〕	知集津院分巡官→泗州司倉參軍	元和末	〇明	補遺677
21	劉茂貞	洪州建昌県尉	東郭院巡官	〔移鄭州・揚州・常州院〕	長慶2	〇明	千唐1041
22	李 郁	池州石埭県令	〔理来無監〕	知京畿雲陽院→阿池使判官→知閭中院	大和頃	蔭?	補遺(7)119
23	盧伯卿	河中府猗氏県主簿	東渭橋給納使巡官	知京畿雲陽院→阿池使判官→知閭中院	大和・開成	〇明	千唐1073
24	崔 芒		邦計録官、更選送罪、變之雲安・饒 之永平・華之永豐、楚之宝心、汴汴洛・ 汴・朔・襄・滑・鄭、皆会府用能之地	〔稅場授大常寺大祝・容州經略判官〕	元和・会昌	蔭	千唐1117
25	盧 攸		知嘉興監	河南府河南県令	大和中	?	英407
26	韋承鼎	揚州海陵県丞	度支東渭橋給納使巡官	左贊善大夫	大和中	?	樊川119
27	張 觀	陝州夏県令	〔總監牙場務〕	揚州鹽監県令	大中7	?	千唐1161
28	劉 略	陝州夏県令	知塩興宝陽監	〔配江蘇浙西院〕→京兆府雲陽県令	大中頃	蔭?	洛郭116
29	高宗彝	兗州録事參軍	〔江淮銅塩留司辟使〕	宣州宣城県令	大中・咸通	蔭	洛郭117
30	令狐純	同州河東県令→丁憂	〔連委重務、自河中院転河陰院〕	〔監鹽興宝陽院及安邑院事〕東渭橋給納 使→知陝州院事	大中・咸通	蔭	鹽編(江蘇)72
31	張中立	御史台主簿	嘉興監官		咸通15	蔭?	古志石華23
32	駱 潜	成都府鹽監県令	揚州鹽監監事	度支淮南軍前糧料使接使	乾符4	蔭	鹽編(江蘇)140
待考	盧 宏	〔參(楚州)軍事〕	果徒知己、委跡銅塩	宣州宣城県尉	大和・会昌頃	蔭?	千唐1142

備考：1)

出典欄の略号は以下の通り。旧：「旧唐書」。新：「新唐書」。英：「文苑英華」。元龜：「御府元龜」。広配：「太平広記」。会：「唐会要」。文：「全唐文」。續集：「韓昌黎集」。柳葉：「柳河東集」。白集：「白居易集」。上唐：「上海古籍出版社」。元龜：「五代史長編集」。資集：「御資客集」。字文：「李文公集」。孫葉：「孫可之文集」。癸川：「癸川文集」。才俊：「唐才子伝校注」。版州：「版州國語」。韋：「金台萃編」。千唐：「千唐誌新集」。陸編：「隋唐五代墓誌匯編」。續編：「洛陽出土唐代墓誌續編」(中国社会科学出版社)。洛新：「洛陽新集墓誌」(文物出版社)。補遺：「全唐文補遺」(三秦出版社)

2) 出身欄の略号は以下の通り。陸は「陸門蔭入仕を、陸?は、出身について明記ないが、父が五品以上または曾・祖が三品以上の官を有する者を指す。●進は進士、○明は明経、照した。○制は制科、△諸は諸科の科擧登第を、◆宏は博學宏詞、◇拔は書判拔萃の史部科目選登科を示す。登第の判定には孟二冬『登科記考補正』(北京燕山出版社、2003)を参照した。

3) 待考の趙宏は、巡院下幕職であるか明言はないが、異母への遷出から推して、仮にここに附入する。

4) 出典欄、墓誌類の題名等は、14「魏謩墓誌」、15「殷府君墓誌」、16「楊仲雅墓誌」、17「崔春妻王氏墓誌」、18「唐故楚州宮田巡官…盧府君(俊約)墓誌銘并序」、19「杭州場簿記」、20「唐故永州刺史清河張公(諱)墓誌銘并序」、21「唐故西州司倉參軍…劉府君(茂昌)墓誌」、22「唐故鳳陽縣丞張公(諱)墓誌銘并序」、23「唐故鳳陽縣丞張公(諱)墓誌銘并序」、24「唐故符仕郎…清河崔公(諱)合祔墓誌銘并序」、25「移徙故河清令等制」、26「唐承明院左贊善大夫…錢陸院左贊善大夫…錢陸院左贊善大夫等制」、27「唐故揚州海陵縣丞張府君(諱)墓誌銘并序」、28「唐故明散大夫…劉公(諱)墓誌銘并序」、29「唐故宣州宣城縣令劉海公(諱)合祔墓誌銘并序」、30「令狐純墓誌」、31「唐故宣義郎…張府君墓誌銘并序」、32「陸清墓誌」、待考「唐故宣州宣城縣令范陽盧府君(宏)并博陵郡崔氏墓誌銘并序」

州の録事参軍から「塩鉄使李公」⁽⁴⁸⁾に辟され、No.27の張観は、大中六年（八五二）揚州海陵県丞であったものが、翌年淮南節度使（兼塩鉄転運使）⁽⁴⁹⁾杜棕によつて揚州下陵亭場の監当官に任じられている。こうした例からすると、巡院下幕職官・監場官は、進士出身のキャリア組ではない州県官——特に京畿および現地近傍の——のうち、幹能ある者を抜擢するというのが、最も一般的なリクルートの方途だったのではないかと考えられる。これはまた、進士出身のキャリアを持たない州県官にとつても、このまま吏部の常調による正規の官途を歩むとすれば、循資格の制度によつて必然的に予見される前途の艱難——官途の渋滞——⁽⁵⁰⁾から脱却して、昇進と自己実現をはかる一つの機会であったに相違ない。⁽⁵¹⁾

しかし、巡院下幕職官・監場官が主にこうした層からリクルートされたとすれば、その官界における地位は高いものではなかったと考えられる。その一例を、かつて愛宕元氏も取り上げられたNo.14の魏邈の例⁽⁵²⁾について見たい。愛宕氏が指摘するように、魏邈の出自が所謂新興の庶姓層に属することはまず間違いない。邈は貞元初より五、六度も科挙に応試するも「賄援兼ねて無きを以て竟に登第せず」、懷州河陽節度使によつて懷州の参軍に辟召され、丁憂ののち吏部の常調に従つて山南の果州司戸参軍を授けられたが、ここで「度支山南租庸使」⁽⁵³⁾に辟されて「共に塩鹵を理」めたという。のち同職を辞し、宰相裴垍によつて待制官に補されようとしたが、結局拜したのは婺州司戸参軍であり、宣州司戸参軍に転じて、元和九年（八一四）五五歳を以て没した。右のうち待制官は六品以上の清望官を指し⁽⁵⁴⁾、もし事実であるとすれば特筆すべきことであるが、魏邈の夫人誌「唐故宣州参軍鉅鹿魏君夫人趙氏墓誌銘并序」〔匯編（陝西二）七八頁〕にはかかる記載はなく、愛宕氏の指摘する魏邈誌の祖先に関わる粉飾を勘案するに、これは同誌の虚飾である公算が極めて強い⁽⁵⁵⁾。とすれば、魏邈の官歴は、山南

で塩政に携わった時期をはさんで四州の参軍に終始する、まことに沓えぬものであったことになる。

但し、この一例を以て、直ちに巡院下幕職官・監場官が、専らかかる新興庶姓層の官界進出の戸口となっていたと考えるのは早計であろう。例えば、表中No.4の楊叔興は弘農楊氏觀王房、No.16の楊仲雅は同じく弘農楊氏越公房（『新唐書』七一下 宰相世系表）、No.18の盧処約、No.23の盧伯卿・待考の盧宏⁽⁵⁶⁾は范陽第二房盧氏（同七三上）、No.24の崔芑⁽⁵⁷⁾は清河大房崔氏（同七二下）、いずれも大姓貴族の出自である。またNo.22の李郁は渤海李氏の出というが、『広韻』に渤海郡の郡姓として李氏が見え、また夫人は名門清河小房崔氏の出⁽⁵⁸⁾であるから、郡姓（中小）貴族の出と見てよい。またNo.7の張仙とNo.27の張觀は奇しくも父子であると考えられる。張觀誌によれば、常山（鎮州）の人といい、

張謙「青州刺史」——胥知「夏官郎中」——相「海陵令」——成則「萊州録事」——仙「大理評事」——觀

との系譜を伝える。『広韻』には、中山郡（鎮州）の郡姓として張氏が見えており、胥知の子の俊、成則の子信の墓誌も存して⁽⁵⁹⁾、官記等首尾相応じるので、これもまず郡姓貴族の出と認めてよからう。こうした貴族出身者が巡院下幕職官・監場官に就任している例は、他にも多くの例を挙げることができる⁽⁶⁰⁾。いまNo.24の崔芑の例に徴せば、弱冠にして門蔭を以て出身した芑は、夔州雲安の塩政官から饒州永平の錢監、華州永豐倉の巡院、楚州宝応の恐らく巡院官⁽⁶¹⁾と地方現場の財務職を歴任し、さらに河南・汴・荊・襄・滑・鄭州の職（恐らくは巡院官）⁽⁶²⁾を経たのち、ようやく太常寺太祝・容州経略判官に転じている。太常寺太祝は正九品上、容州経略使は僻遠の藩鎮であるに鑑みれば、芑が歴任した地方現場財務職の官界における地位の低さがあらためて確認されるとき、進士出身のキャリアを持たない名門貴族の子弟が、仕官を得るために、かかる低位の財務職にしがみつ

ことも辞さなかったという、唐後半期における官場の一端を窺うことができよう。

次に、これら巡院下幕職官・監場官の遷出先を見るに、前述の崔芑や、これもさきに触れた東都院巡官↓知集津分巡院↓泗州司倉參軍（「元領旧職」）↓河陰院巡官と転じたNo.21の劉茂貞、宝応院巡官↓知富国監（『太平寰宇記』八二に見える梓州・富国監か？）↓廬寿院巡官↓「宝応旧職」（↓のち楚州堂田巡官）と転じたNo.18の盧処約、東渭橋給納使巡官↓知京畿雲陽院↓兩池使判官↓知閩中院↓知塩監事と転じたNo.23の盧伯卿を典型として、No.20張渾・22李郁・28劉略・30令狐統など、地方現場の財務職を歴任する例が多く看取される。実際、繁劇な現場における実務に練達した官人が、専売行政上得難い人材として、一種のエキスパート化して行ったであろうことは想像に難くない。ことに上記の劉茂貞・盧伯卿・劉略・令狐統の他、No.15の殷彪ものに知院官（揚子留後）になつており、知院官のある部分が明らかにこれら「叩き上げ」型の官人によって占められていたことは、次項との関わりにおいて注目される。

（2）知院官

次に、知院官について、その前任官または遷出先が判明するものについて表示したのが、次の【表2】である（なお混乱を避けるため【表1】から【表3】まで通し番号とした）。最初期の大暦中の事例については、「租庸使」【知某租庸塩鉄】の称号が見えるが、夙に高橋氏が指摘するように、租庸使は巡院の前身に当たるものであり、大暦年間に入っても一部その名称が残ったようである⁶³⁾。ともあれ、これら大暦年間の知院官の多くは劉晏直々の辟召によるもので、劉晏の腹心として名を馳せた韓洄や穆寧の他、のちの名地方官たる戴叔倫や詩人として高名

な劉長卿など四人の進士出身者を数え、まさしく「一時の選」と称される人士中の者であったことは間違いない。No. 36の于頔は第五琦の辟召、No. 39の崔倕（陞）は第五琦の後を承けて代宗朝後期の西北財政を牛耳った辣腕家韓滉の辟召である。これらを要するに、大暦年間の知院官は、唐後半期財政システムがまさに立ち上がるうとする、その草創期を担うべく招集されたスタッフであり、後来システムが安定稼働に入り、恒常的な官僚制機構の一齣に組み込まれてからのそれとは、おのずから異質なものがあつたと考えられる。システムが安定稼働に入つたのは、徳宗初年の宰相楊炎による劉晏排撃と財務使職廃止⁶⁴、および藩鎮の大乱による混乱ののち、まず貞元年間に入つてから、すなわち貞元二年（七八六）に藩鎮の乱が終息するとともに、宰相崔造による最後の財務使職廃止の試みが頓挫し、同八年に塩鉄使・判度支による東・西分掌制が最終的に確立する辺りからと見てよいであろう。従つて、唐後半期の恒常的官僚制機構上における知院官の位置を見極めるためには、主に貞元以降の事例によつて論を進めるのが妥当と考える。

右述によつて、No. 45～96の貞元年間以降の事例について見るならば、まず知院官の前任から見ると、やはり州県官からの遷入が、前任が判明する40例（丁憂をはさむNo. 82李桴を含める）中16例と最も多い（貶官であるNo. 55の程昇を除く）。内訳は州刺史2・府州参軍4・県令6・県丞1・県主簿1・県尉2となつており、これを前項の巡院下幕職官・監場官と比べれば、同じ州県官でも州刺史を含む一段高位の層から辟召されたことが見て取れる。付言すれば、県尉の2例（No. 51 65）はエリート・ポストたる畿尉（万年尉・洛陽尉）である。また大和以降の6例中5例（No. 72 79 81 83 90）は県令からの遷入となつている。『新唐書』五四 食貨志・塩法に、

宣宗即位す。…是の時、江呉の羣盜、剽する所を以て茶塩に易ふ。…嘗て両畿・輔・望県の令を更る者を択び

【表2】知院官の前任・遷出事例一覧表（乾符末＝879 まで）

№	姓名	前任	財務使職下意識・知院官	遷出	時期	出身	出典
33	薛 汾	京兆府長安県令	〔祠部郎中〕渭橋通判使	遷大主	代宗初	○明	新112
34	薛 潤	江西節度判官→江西運輔使判官	知揚子留後	樞密20	大曆初	○	樞密20
35	柳 渾	左補闕	知江西節度院事	江西判官	大曆初	●進	旧125
36	于 頤	山南東道判官	河東相請使	鳳翔少尹→度支郎中→転運相請樞密監等使→諸道宮田使	大曆中	○	旧146、元龜229
37	穆 寧	〔使〕昭化平集尉	〔転運留後〕事於溫青	〔転運留後〕事於江西→和州刺史	大曆7	○明	旧135
38	李 載	大理評事	知楊建〔塩鉄〕留後	大曆7	○	○	旧135
39	崔 儼	袁州刺史	京東租繹使・兼知河東租庸塩鉄	大曆12	○	○	英815、劉集3
40	劉 迺	大理評事→〔巡覆江西〕	浙西〔塩鉄〕留後	大曆12	○	○	旧133
41	劉長卿	〔撰錄〕海鹽県令	〔撰錄〕海鹽県令	〔撰錄〕海鹽県令	大曆中	●進	新60、才校2
42	戴叔倫	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	●進	樞密24
43	王 綬	金部員外郎	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
44	趙 昂	前越州武甌縣尉	〔奏〕揚子紓漕之權	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
45	裴延齡	祠部郎中	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
46	王 沼	湖南觀察判官	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
47	徐 繁	御史中丞	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
48	張 登	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
49	蕭 存	北都郎中	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
50	李 兼	河中府田曹參軍	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
51	裴 湜	京兆府万年県尉	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
52	程昇I	同州・河中從事→監察御史	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
53	崔 達	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
54	崔 儼	江西同陳州使	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
55	程昇II	郴州司馬	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
56	盧士遵	華州華陰県主簿	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
57	崔 儼	荆南西院使	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
58	陳通方	河中府臨晉県尉→佐淮南西院使	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
59	李 滄	京兆府万年県尉	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
60	元 相	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
61	李 瞻	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
62	羅立言	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
63	殷 彪	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
64	李克恭	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
65	王師正	汝州郟城縣尉→鄆州從事→河陽從事→洛陽縣尉	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146
66	周 載	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	〔撰錄〕大府	大曆中	○	旧146

て監院官と為すべし。

とあり、これは繁劇な県の親民官として経験を積んだ官人を、多事多端な江淮の知院官に充てる意図に出るものであるが、かかる趨勢は、知院官一般において、既に大和頃より定例となりつつあったと認められる。これはまた、前期には州刺史や御史中丞・郎中など五品官以上から差遣されたり、逆に県丞や県主簿から差充されたりと、かなりの振幅を持っていた知院官の位置が、概ね県令の上あたりに収斂して行ったことを示唆しているよう。次に、巡院下の幕職官から知院官に昇る「叩き上げ」型の事例については、前項で述べたゆえ繰り返さないが、もう一つ、藩鎮幕職官から、或は藩鎮幕職官曾任者から知院官に転じるケースが8例（No.46 52 54 62 65 75 82 88）見られることが注目され、これは巡院下幕職官・監場官にはほぼ見られなかったことである（No.18 盧処約は「不就」とされる）。さきにも一言した如く、唐後半期の官界において、藩鎮幕職官は一種のエリート・コースと目されるものであったが、知院官から藩鎮幕職官への遷出（No.56 65 及び 76）も含め、知院官と藩鎮幕職官の交往が認められることは、次項での分析との関わりにおいて興味深い。また、進士出身者も4例見られることも注目されるが⁽⁶⁶⁾、但しNo.58の陳通方は、旧怨を銜む塩鉄使王播の悪意による人事であり⁽⁶⁶⁾、残る3例中2例、すなわち冒頭に掲げたNo.80姚勗と、夙に鄭州陽武の「劇を治め」、のち平糶の不実に坐しながらも、塩鉄使に「其の幹を惜し」まれて罪を減じられたNo.62羅立言（『新唐書』一七九 同伝）は、進士出身でありながら、能吏型の人物でもあったことは、注意を要しよう。

次に、知院官からの遷出先については、はっきりと二つの類型に分かれるようである。その一は、州刺史に出るもので、遷出先が判明するNo.45以降の48例中、貶官のNo.52程昇と待考の王某を除き、13例（No.46 57 62 63 66 69 72 73

81 90 92 95 96) が数えられる。唐後半期の官界において、知院官を勤め上げた官人が州刺史に転出するのが、一つのコースとしてほぼ定例化していたと見てよからう。もう一つは、他の巡院の知院官など、いわばエキスパートの財務関係職を歴任して行くコースで、中途に他官をはさみながら財務職に転遷した事例をも含めると、実に24例(Na.46 50 53 54 55 57 58 59 60 64 65 67 70 72 77 80 83 84 86 87 89 91 93 96) を数えることができる。専売行政の要ともいべき巡院を統轄して年数を経た練達の知院官が、他に替え難い人材としてエキスパート化して行つたことは、ある意味で必然の要請であつたらう。

敕す。塩鉄・戸部・度支三使下の監院官は、皆な郎官・御史もて之と爲し、使更改すると雖も、院官は移替するを得ず。如し頭かに曠敗有れば、即ち事を具して以聞せよ。

とある『旧唐書』一七下 文宗紀・開成二年十月甲寅条の記事は、塩鉄使・度支使(判度支)など使職が交替しても、前使によって辟召された知院官^⑥は離任しないというもので、これは専門職たる知院官の専従化・固定化の方向を示すものであろう。前項で見た「叩き上げ」型の知院官(Na.63殷彪・70劉茂貞・77盧伯卿・91令狐純)は勿論、延州の度支院から昭義藩の支度巡官を経て白沙院・桂陽監(鑄錢監。『元和郡県図志』二九、郴州)・湖南院と転じたNa.53の崔逢、鄭滑の知院から義成藩鎮の幕職官を経て、兗州・徐州・再び鄭滑・福建と知院官を歴任したNa.65の王師正、同じく鄭滑から揚子・浙西と知院官を転遷したNa.83の崔心らは、こうしたエキスパート型の官人の類型を示すものであろう。このように、巡院下幕職官・監場官と同様(或はその延長線上において)、知院官のある部分も、明らかに専門職化する方向にあつたことが確認される。

(3) 領使直属の幕職官

塩鉄転運使・判度支(度支使)・判戸部など、常設の財務使職下の直属幕職官について、その前任官または遷出先が判明するものについて表示したのが、次の【表3】である。もとよりエリート中堅官僚としての位置が明らかな前述の「判案郎官」や、財務幕職官の唐後期官僚制機構における常制的地位に焦点を絞るため、臨時の使職である行宮糧料使・兩稅使・三川榷塩使⁽⁶⁸⁾、元和六年(八一)に停止された(河南尹・陝州刺史が兼ねることが多かった)河南水陸運使・陝州水陸運使⁽⁶⁹⁾などの幕僚、度支管下で北辺財政に携わった代北転運使⁽⁷⁰⁾などは除外してある。また、徳宗朝初年までの事例、すなわちNo.97～109は、No.102黎燧までが劉晏による辟召、105王紹までが劉晏直系の「故吏」包庇による辟召であり、この辺までは前項の知院官の場合と同様、唐後半期財政システム草創期のスタッフという色彩が濃厚である。劉晏「故吏」の一人に数えられる盧徵、詩人・文豪としても著名な劉長卿・権德輿・張登、『史通』で名高い劉知幾の子劉迥、また貞元初年にやはり劉晏「故吏」元琇によって辟召され、その後年には宰相に至ったNo.106の齊抗など、まさに多士濟々と呼ぶべき状況であり、「一時の選」と称されたシステム草創期の力動をよく伝えていると思われる。但し、その後の事例においても、詩人として名高いNo.119の竇常や170の司空図、韓愈の子のNo.139韓昶らの辟召があり、またNo.126程昇・142畢誠・146楊収・156王徽・163劉瞻・172劉崇望など、のちに宰相に至る人士を輩出していることは、これまでの知院官などの事例には見られなかったことであり、これら領使直属の幕職官が、現場の知院官や巡院下の幕職官に比べ、一段高い地位にあったことを示唆している。

さて、いま草創期の事例についてはひとまず措き、さしあたり貞元以降の事例について見るならば、文宗朝の大和・開成の頃を境として、状況がまさしく一変している様子を看取できよう。すなわち、貞元から宝曆(敬宗朝)

まで（No.106～133）を一区切りとするならば、高級僚佐たる塩鉄副使9例を除くと、その判明する前任官は、州刺史2・府州參軍3・県尉1と、州県官が13例中6例（No.109, 112, 113, 116, 127, 129）と多数を占め、これは前項までに見た知院官などと傾向を共にしている。すなわちこの時期の領使下幕職官には、民政等においてそれなりの経歴を積んだ官人から才幹ある者を抜擢するという方向性の――つまり劉晏章創期以来の――継続がおおよそ伺われよう。実際No.126の程昇は皇甫鏞と並ぶ元和後期の「財臣」として著名であるし、No.124の崔俊・129の殷彪はさきに見たように監場官・知院官を複数回にわたって領しており、エキスパート型の官人といつてよい。

ところが、大和以降の事例（No.134～）に目を転じるならば、何よりまず41例中29例という進士出身者の圧倒的な多さに驚かされる。これは全く新しい傾向といつてよい。また前任官について見ると、判明する24例のうち、州県官6例（No.138, 139, 148, 149, 153, 164）に対し、藩鎮幕職官からの遷入11例（No.136, 140, 142, 146, 147, 159, 167, 168, 169, 170）、校書郎・正字・大理評事など低品清流官からの遷入5例（No.141, 154, 156, 158, 162）が目につく。周知の如く、これら低品の清流官（及びNo.139, 148, 149, 164の畿尉）は進士出身者が多く經由するエリート・ポスト（Ⅱ）であり、藩鎮幕職官もまた朝廷の清要官と自在に交往する一種のエリート・コースであったことは、さきに述べた通りである。これはすなわち、文宗朝以降における財務領使下幕職官は、完全に進士出身者を主とするエリート・コース上のポストに組み込まれたことを意味しており、あまつさえ進士出身から財務領使下幕職官を以て釈褐する例も5例（▲印）を見出せる。「叩き上げ」組の劉茂貞（No.134）がその官歴の最後に就いた塩鉄巡官の職は、進士出身のキャリア組の初任官のポストでもあったのである。

また転出先39例を見るに、進士出身であっても、よく吏能を発揮した場合には、冒頭に挙げた姚勛（No.144）や、

【表 3】 財務使職下幕職官の前任・遷出事例一覧表 (乾符末=879 まで)

№	姓 名	前 任	財務使職下幕職・知院官	遷 出	時 期	出 身	出 典
97	劉 通	東都相贈水陸運使判官・大理司直	江淮振使運使判官	河南府兵曹參軍	貞德～大曆	○明	柳 綽 599
98	盧 微	慶中侍御史	江淮振使運使判官	吉州刺史	貞德～大曆	●進	新 132
99	劉 綽		江淮振使運使判官	慶中侍御史	永泰中	?	田 146
100	劉 綽	浙西從事	江淮振使運使判官	大曆中	大曆中	●進	劉集 94.9
101	劉 綽	〔撰錄州海鹽縣令〕	振使運使判官・知淮南郭弘振運留後	大曆中	大曆 12	●進	新 60. 才校 2
102	黎 儉	江淮府兵曹參軍	水陸運使判官	河南府上曹參軍	建中～貞元初	●進	羅 綱 (洛陽) 3.144
103	梅 仲興	淮南鹽使使從事	江淮振使運使判官	才校 5	建中～貞元初	○制	→ No.48
104	張登 I		江淮振使運使判官	建中～貞元初	建中～貞元初	○制	田 123
105	王 緒	常州從事	相贈江淮振使判官	資部員外郎	建中～貞元初	?	田 123
106	王 抗	江淮宣慰使判官	相贈江淮振使判官	〔江淮〕水陸運使使→議議大夫	貞元初	?	田 136
107	陸長源	信州刺史	振使運使判官	都官郎中	貞元初	●進	田 145
108	韋 武	慶中侍御史	振使運使判官	開部員外郎	貞元初	●進	新 98
109	元 發	〔涪州參軍〕	司計地官衣郎…時為從事	山南西道觀察巡官	貞元 2	○明	柳 綽 628
110	班 宏	吏部侍郎	度支振使運使判官	判度支	貞元 2 ～ 8	●進	田 123
111	崔 達		度支振使運使判官	〔開度支院於延〕	貞元 10	?	→ No.53
112	張登 II	陝州靈武縣尉	〔王綽〕總振使事、以公領職	糧料使判官	貞元 17	○明	柳 綽 668
113	張登 II	河南府上曹參軍	計相 (李綽) 表…董賊江南	漳州刺史	貞元 21	○制	田 135
114	王叔文	起居舍人・翰林學士	度支振使運使判官 (戶部侍郎)	丁憂	貞元 21	待詔	柳 綽 38. 元龜 481
115	李 諒	廬州刺史	度支巡官	常州刺史	貞元末	●進	柳 綽 26
116	路 忠		度支巡官	左拾遺	貞元末	●進	柳 綽 26
117	李方又		度支巡官	漳州刺史	貞元末	●進	柳 綽 26
118	盧 坦	鄭清節度判官	振使運使判官	度支巡官	貞元末	●進	柳 綽 26
119	龔 常		振使運使判官	淮南節度參軍→「京府從事」→淮南團練副使	貞元中～元和初	●進	李 文 12
120	龔 常		振使運使判官	大理卿	貞元中～元和初	●進	才校 4
121	李 義	兵部侍郎	度支振使運使判官	度支振使運使判官	貞元 1	●進	田 162
122	王 播	鹽州刺史	度支振使運使判官	御史中丞	貞元 1	○明	田 123
123	高 重		度支巡官	〔善觀〕凡十年、進累司門郎中	貞元初	●進	田 164
124	崔 儉	侍御史	度支巡官	淮南節度使	貞元初	●進	新 95
125	駱 澄	度支司書手	度支巡官	金州刺史	貞元初	●進	→ No.54
126	程 昇	衛尉卿兼御史大夫	度支巡官	〔從〕度支巡官	貞元 11	○明	田 135
127	崔 著	常州都督府參軍	度支巡官	〔從〕度支巡官	貞元 11	○明	田 135
128	包 陳	荆南永安軍判官	度支巡官	〔從〕度支巡官	貞元 11	○明	田 135
129	殷 彪	申州刺史	度支巡官	〔從〕度支巡官	貞元 11	○明	田 135
130	張平叔	商州刺史	度支巡官	〔從〕度支巡官	貞元 11	○明	田 135
131	高 銓		度支巡官	〔從〕度支巡官	貞元 11	○明	田 135
132	李 義	知鹽院	度支巡官	〔從〕度支巡官	貞元 11	○明	田 135
133	崔 薛	戶部郎中	度支巡官	〔從〕度支巡官	貞元 11	○明	田 135
134	劉茂貞	河陰院巡官	度支巡官	〔從〕度支巡官	貞元 11	○明	田 135
135	韓 益		度支巡官	〔從〕度支巡官	貞元 11	○明	田 135

136	寇 章	湖南〔従事〕	度支〔従事〕	義武〔従事〕	大和中	庶？	千唐 1105
137	盧 號	均州刺史	▲佐佐鉄	山南東道〔従事〕→京兆府 鄭 縣尉	大和中	●進	千唐 1118
138	盧 鈞	京兆府高陵縣尉	塩鉄判官	左拾遺	大和中	●進	唐記 54
139	韓 昶	浙西觀察推官	度支監察	？	大和頃	●進	鹽鐵(河南)114
140	邢 羣	太子正字	度支巡官	浙西觀察推官	大和末～開成初	●進	樊川 8
141	盧 鎔	陳許〔従事〕	度支巡官	淮南〔従事〕	？→知鹽鉄揚州院事	進？	→No.76
142	呂 誠	淮南〔従事〕	塩鉄推官	陳州刺史	開成 2	●進	開成 2
143	呂 述	塩鉄推官	知河陰院	〔攝子留後〕	開成末	●進	→No.80
144	劉 昉	度支巡官	〔果濃副節郎中〕	開成～会昌	●進	●進	新 149
145	楊 取	淮南節度推官	度支巡官	東川掌書記	会昌 4	●進	田 177
146	楊 取	東川〔従事〕	度支巡官	大常寺協律郎	会昌 6	●進	鹽鐵(洛陽)157
147	孫 謙	京兆府咸陽縣尉	度支巡官	山南東道〔奉記〕	会昌中	●進	治新 120
148	苗 神	京兆府涇陽縣尉	度支巡官	陳許〔正案〕	会昌～大中	●進	千唐 1136
149	司 謙	司空兼	度支判官	安邑前池權塩使	大中 1	●進	→No.85
150	王 凝	塩鉄巡官	塩鉄巡官	東川〔従事〕	大中 2	●進	田 165
151	王 凝	京兆府參軍	▲塩鉄巡官	塩鉄巡官→陝虢節度使	大中 3	●進	治新 112
152	康 源 I	大埋評事	戸部巡官	京兆府司錄參軍	大中 4～5	●進	孫集 8
153	楊思立	度支巡官	▲度支巡官	度支推官→殿中丞	大中 5	○明	千唐 1198
154	盧知宗	度支巡官	度支巡官	塩鉄〔従事〕→宣武掌書記	大中 10	●進	鹽鐵(洛陽)14166
155	王 徽	秘書省校書郎	度支巡官	郭岳觀察判官	大中 12	●進	田 178,185
156	王 徽	秘書省校書郎	度支巡官	〔「孫判官」〕	大中 12	●進	鹽鐵 125
157	崔安管	平盧〔従事〕	塩鉄推官	塩鉄推官→度支巡官	大中 中	●進	治新 118
158	盧 翹	塩鉄推官	塩鉄推官	〔度支副池權塩使〕	大中 中	●進	→No.89
159	李從質	塩鉄推官	塩鉄推官	〔度支副池權塩使〕	大中 中	●進	補遺(7)130
160	李從質	塩鉄推官	塩鉄推官	〔度支副池權塩使〕	大中 中	●進	→No.153
161	崔 洞	大埋丞	度支巡官	塩鉄推官	大中 初	●進	田 177, 新 181
162	康源 II	大埋司直	塩鉄〔従事〕	〔案達大常使王〕	咸通 9	●進	田 165
163	劉 瞻	京兆府 鄭 縣尉	塩鉄巡官	京兆府判南泉尉	咸通 13	●進	田 165
164	鄭 頌	京兆府 鄭 縣尉	度支推官	京兆府判南泉尉	咸通 13	●進	田 165
165	鄭 頌	京兆府 鄭 縣尉	▲塩鉄巡官	京兆府判南泉尉	咸通 13	●進	田 165
166	孫 備	天長觀察判官	度支推官	京兆府判南泉尉	咸通 13	●進	田 165
167	高 彬	天長觀察判官	度支推官	京兆府判南泉尉	咸通 13	●進	田 165
168	張 靜	汴州〔従事〕	戸部判官	京兆府判南泉尉	咸通 13	●進	田 165
169	崔 凝	河南留守判官	塩鉄巡官	度支推官→京兆府藍田縣尉	咸通 13	●進	田 165
170	司空因	湖南〔従事〕	塩鉄巡官	河南〔従事〕	咸通 13	●進	田 165
171	牛 微	度支推官	度支推官	右補闕	咸通 2	●進	田 19 下
172	劉崇望	度支推官	度支推官	陳許〔従事〕	咸通 2	●進	田 179
173	鄭 徽	塩鉄判官	塩鉄判官	司封員外郎・判塩鉄案	咸通 4	●進	田 19 下
174	趙光達	▲度支巡官	▲度支巡官	陳許〔従事〕	咸通 5	●進	田 5 代史 58

(28)	崔元式	刑部尚書・判度支	門下侍郎同平章事	[大中 1]	●進	宣	19	63%
(29)	馬 植	戸部侍郎・塩鐵使	〃同平章事	[大中 1]	●進○制			
(30)	周 鼎	兵部侍郎・判度支・戸部	〃同平章事	[大中 2]	●進			
(31)	魏 扶	兵部侍郎・判戸部	〃同平章事	[大中 3]	●進			
(32)	崔龜從	戸部尚書・判度支	〃同平章事	大中 4	●進○制			
(33)	裴 休	御史中丞・判戸部	〃同平章事	大中 5 ～ 8	●進			
(34)	崔 胤	戸部尚書・塩鐵使	〃同平章事	大中 6 ～ 8	●進○制			
(35)	崔慎由	戸部侍郎・判戸部	工部尚書同平章事	[大中 10]	●進○制			
(36)	蕭 鄴	兵部侍郎・判度支	〃同平章事	大中 11	●進			
(37)	劉 瑑	戸部侍郎・判度支	〃同平章事	大中 12	●進	宗	19	53%
(38)	夏侯孜	兵部侍郎・塩鐵使	〃同平章事	大中 12 ～ 13 ?	●進			
(39)	蔣 伸	戸部侍郎・判度支	〃同平章事	大中 12 ～ 13	●進			
(40)	畢 諶	戸部侍郎・判度支	礼部尚書同平章事	[咸通 1]	●進○拔			
(41)	杜稔 II	兵部侍郎・判度支	左僕射同平章事	咸通 2 ～ 3	●進			
(42)	曹 確	兵部侍郎・判度支	〃同平章事	[咸通 4]	●進			
(43)	蕭 復	兵部侍郎・判戸部	〃同平章事	[咸通 5]	●進			
(44)	路 巖	兵部侍郎・塩鐵使	〃同平章事	咸通 5	●進			
(45)	于 琮	兵部侍郎・塩鐵使	〃同平章事	咸通 8	●進			
(46)	王 鐸	兵部尚書・塩鐵使	礼部尚書同平章事	[咸通 11]	●進			
(47)	劉 鄩	兵部侍郎・塩鐵使	礼部尚書同平章事・判度支	[咸通 12]	●進			
(48)	趙 隱	刑部侍郎・判戸部	戸部尚書同平章事	[咸通 13]	●進	宗	19	53%
(49)	崔彦昭	兵部侍郎・塩鐵使	〃同平章事	〃同平章事	咸通 13 ～ 乾符 4			

備考：1) No欄のカッコ付きのものは、財務領使から入相し、入相後は領使を継続しなかった事例を示す。
 2) 在任期間には、主として蔵詳望『唐使尚丞郎表』(中央研究院歷史語言研究所, 1946)、周道濟『漢唐宰相制度』(嘉新永記公司, 1964)、李錦綸『唐代財政史綱下卷』(北京大學出版社, 2001)による。
 3) 出身については、『唐1』の備考2) 参照。
 4) 領使%欄は、それぞれの時期の宰相中、財務領使から入相または宰相による領使兼任者の占める割合を示す。但し、各時期の宰相数には、新皇帝の即位後まもなく罷免・失脚した者は含まれていない。例えば宣宗即位後早々に失脚した李德裕は、宣宗朝の宰相としてはカウントしていない。

塩鉄使裴休（在任…大中六〇八年）によって巡官に辟されてより、韋有翼（同八〇九年）・柳仲郢（同九〇二年）と歴代の塩鉄使の下で留任し、ついで判度支劉瑑（同一一〇二年）の巡官に転じ、杜勝（同一二二年）・沈詢（同一二二〇三年？）と留任したNo.159の盧昭など、エキスパート型の官途を歩むケースもなかったわけではあるまい。しかしそれ以上に、藩鎮幕職官への遷出13例（No.136 137 140 142 146 148 149 151 157 158 165 170 172）が目につくのであり、さらに一旦は同じ財務幕職に遷出後、藩鎮幕職官へ転じた例が2例（No.152 156）ある。また、エリート・ポストたる畿尉への遷出も2例（No.166 168）あり、一旦藩鎮幕職官に遷出したのち畿尉に転じた例（No.137）と、同じく財務幕職に遷出したのち畿尉に転じた例（No.169）も各1例ある。こうした例を通観すると、文宗朝以降の財務領使下幕職官は、ほぼ藩鎮幕職官と同等の地位を占めていたと考えられる。

○No.137 盧就

進士（大和六年）→「試正字・佐塩鉄」→山南東道從事（開成初）→京兆府鄠縣尉→秘書省校書郎→丁憂→弘文館博士（同末）→東川觀察支使〔兼殿中侍御史〕（會昌三年）→易定觀察判官〔兼侍御史〕（同五年）→同節度判官〔檢校戸部員外郎〕→侍御史→比部員外郎→度支員外郎→刑部郎中→…

○No.146 楊収

進士（會昌元年）→淮南節度推官〔試校書郎〕（同二年）→度支巡官（同四年）→東川掌書記〔試太常寺協律郎〕（同五年）→西川掌書記（大中二年）→京兆府渭南縣尉・集賢校理→西川節度判官→監察御史→太常博士（同六年）→丁憂→淮南觀察支使（同九年）→侍御史→職方員外郎→判度支案（大中末？）→司勳員外郎→長安令→吏部員外郎→翰林學士・庫部郎中・知制誥（咸通二年）→…

○No.158 崔安潜

進士（大中三年）↓秘書省校書郎↓塩鉄巡官↓某道□察判官↓京兆府万年県尉「直弘文館」↓殿中侍御史
 ↓同・史館修撰↓礼部員外郎↓河中節度判官（檢校礼部郎中）↓吏部員外郎↓長安令↓司封郎中・知制誥↓…
 いま3例を掲げたが、いずれもまず典型的なエリート・コースの官途といつてよい。そしてその途徑において、太字で示した財務領使下幕職官（及び判案郎官）が、或は积褐、或は幕職官よりの転遷、或は积褐官よりの転遷といかにも自然な地歩を占めていることが見てとれよう。このように、大和以降における財務領使下幕職官が、エリート・コース上に藩鎮幕職官と肩を並べる存在となった一因には、幕職官が使主の転任に随行する所謂「元従」の慣行があったと思われる。実は右の楊収の場合、淮南↓度支↓東川↓西川という転遷は、すべて使主杜悰に随行しての元従なのである。また、No.142畢誠は陳許↓度支↓淮南とやはり杜悰に、No.147孫讜は東川↓度支と盧商に、No.165柳玘は度支↓沢潞と高湜に、No.169崔凝は河陽↓河東↓塩鉄↓度支と崔延昭に、No.170司空図は商州↓湖南↓塩鉄↓東都↓宣歙と王凝に元従している。またNo.156王徽は塩鉄使徐商に巡官として辟召された後、間を置いて徐商が荊南節度使に出鎮した際、再びその判官に辟されている。このように、使主の転任に伴って藩鎮―財務領使の両幕職官を交往する例が自然と多くなったものと思われる。

右のことと関連して、大和頃より官界における財務領使の地位そのものが一段上昇したことを指摘できる。前頁に掲げた【表4】は財務領使からの入相または宰相による財務領使兼任の事例を一覧にしたものである。これを見ると、ちょうど敬宗・文宗朝の頃よりその事例が頓に増加し、特に武宗朝以降は、宣宗朝の63%を筆頭に、財務領使からの入相乃至宰相による財務領使兼任が宰相中のほぼ半数以上を占めるに至ったことが見てとれる。懿宗朝に

は「懿皇朝、多く夏官侍郎自り塩鉄を判せば、即ち鈞軸を乗る」(尉遲偓『中朝故事』上)の如く、財務領使が入相の前段階として明確に位置づけられるようになったことを示す記事を見出せるが、しかしこの傾向は、表を見る限り、既に宣宗朝には明らかなものと思われる⁽⁷²⁾。それは、元和年間の一連の財政改革によって、かつてのような財務領使と宰相の緊張関係が解消され、中書門下による財政三司(戸部・度支・塩鉄)会計掌握を通じての、宰相による財政統轄が成立したことの一つの帰結であつたろう⁽⁷³⁾。ともあれ、ここに至って財務領使下の幕職官は、宰相乃至宰相級の高官の直属の僚佐となつたわけであり、その地位はもはや端倪すべからざるものとなつたはずである。またこうした宰相級の高官との間に培つたコネクションは、領使下幕職官にとつて、官界遊泳の大きな資産となつたことであらう。No.147の孫讜が使主盧商の入相により「相幕の体例」を以て太常寺協律郎の京官を得たことや、前掲の楊収が故主杜悰とのちに収を判度支案に引いた宰相夏侯孜の推薦によつて翰林学士に拔擢されたこと(『旧唐書』一七七 楊収伝)などは、その一例である。

さてまた、こうした事態は一体何を示しているのであろうか。かつて憲宗の元和十三年(八一八)、藩鎮攻討戦においてよく供軍の用を支えた皇甫鎛と程异が、それぞれ判度支・塩鉄転運使から入相した際には「朝野駭愕し、市井負販の者に至るまで亦た之を嗤ふ」というセンセーションを呼び起こし、時の宰相裴度は上疏の中で鎛・异を「錢穀の吏」と決めつけ、「小人」ばらと同列に居ることを恥じて、実に辞任を願ひ出るといふ騒ぎであつた(『通鑑』二四〇 元和十四年八月条)。それが数十年の歳月を閲するうち、今や財務領使を経ることが宰相に登る当然の階梯と見なされるに至つたのである。それは、傭兵制に立脚し、両税法と專売制に依存する後期唐朝国家において、今や財政こそが国家の要石であるという、その抜き差しならぬ重みが漸く認識として共有されるに至り、

財政はもはや「錢穀の吏」や「財臣」が操る特殊な吏術ではなく、宰相たる者の当然見識と経験を有すべき最重要業務として見なされるに至ったという、否応もない情勢の変化を示しているのではないだろうか。文筆系エリート官僚の登龍門たる進士出身者が、広く財務領使下の幕職官に進出して行くこともまた、まさにこうした趨勢と関わるものであると考える。さらに例を挙げれば、翰林学士といえば、制詔を草するエリート文筆職であり、未来の宰相候補たる皇帝の側近政策顧問でもあるが、会昌・大中の頃より、六部侍郎を帯びた高品の翰林学士が出院する際、判戸部に出る例が徐商（会昌・大中）・蕭鄴（大中八年）・蔣伸（同十二年）・于琮（咸通五年）・独孤霖（同七年）と頻見するようになり、劉鄩は塩鉄転運使として出院している（大中十一年）⁷⁴。翰林学士と財務領使というのも聊か意表の組み合わせであるが、これは宰相候補の有望官人に財務の経験を積ませるという意味合いがあったのではなからうか。因みに上記の六名は独孤霖を除いて全員入相している。

はじめに述べたように、何より財政を最優先の課題とする唐後半期以降における国家形態を「財政国家」と表現するならば、大和・開成以降における上述の趨勢は、まさしく「財政国家」の深化乃至日常化という事態を示すものであろう。しかし、大中・咸通に至って、財務領使を経ての入相というように、「財政国家」が漸く制度面での完整を示すようになった時、皮肉にも当の財政システムの方は破綻に向かいつつあった。大中の末年から咸通は、裘甫の乱・龐勛の乱という、唐末民衆反乱の始動期に他ならない。

黄巢の乱後の唐朝は、実質的にはもはや関中に余喘を保つ一地方政権に過ぎず、「藩鎮は各々租税を専らにし、河南・北、江淮、復た上供する無し」（『通鑑』二五六 光啓元年閏三月条）との状況の下、糧食にも事欠く有様であった。そうした中、光啓二年（八八六）の進士陸辰は、同年宰相韋昭度が塩鉄使を領するとともに巡官に辟召

され〔『旧唐書』一七九 陸宸伝〕、景福元年（八九二）の進士崔巖は、宰相兼塩鉄使杜讓能に辟召されて巡官に
 釈褐し〔『匯編（洛陽一四）』一九三頁「崔巖及妻鄭氏墓誌」〕、やはり唐極末の進士崔協・楊凝式も度支巡官に
 〔『旧五代史』五八 崔協伝、一二八 楊凝式伝〕、同じく進士孫拙も戸部巡官に釈褐している〔『匯編（洛陽一五）』
 一三五頁「孫拙墓誌」〕。また昭宗朝の進士李德休・蕭頤・盧程・劉岳らもそれぞれ「塩鉄官」・度支巡官・塩鉄巡
 官・戸部巡官に就辟している〔⑦〕。火の車ともいふべき財政事情の下で、進士出身の俊秀は何よりまず財務領使下
 幕職官に任用されたのである。まことに皮肉な、唐後半期官僚制及び財政システムの終局の姿であった。

おわりに

塩鉄推官・知河陰院姚勗の員外郎昇任に対する韋温の反対は、財政こそが今や国家の柱石であり、財政はもはや
 「錢穀の吏」やひと握りの「財臣」が操る特殊な吏術ではないという認識が漸く定着を見はじめた開成年間のこと
 であった。旧い認識と新しい認識がせめぎ合いつつも、後者の優勢へと余儀もなく移行し始めたこの時期において、
 韋温が固執した立場は、聊か時代遅れになりつつあった「旧い」側のそれであった。さらに忖度すれば、領使下の
 幕職官はさておき、知院官という現場の業務に身を浸す職務に対しては、なお「吏臭」ともいふべきものを禁じ得
 んぬ貴族官僚制の生理が存していたとも想像される。宰相も進士出身のエリート文筆官も、もはや財政に身を以て関
 与することを避けて通れないというのが、唐後半期の時代の空気であったとすれば、「勢門の子弟、倉・駕の二曹
 を鄙しむ〔⑧〕、之に居る者悦ばず」〔『旧唐書』一七七 畢誠伝〕と伝えられるのもまた、唐後半期の官界における

一方の空氣であつたのである⁽⁷⁷⁾。

周知の如く、唐の巡院は宋代の路転運使へと發展し⁽⁷⁸⁾、唐の塩鉄使・判度支・判戸部は宋代の三司使へと發展する⁽⁷⁹⁾。梅原郁氏によれば、宋代においては、転運使は「監司」資序の根本に位置づけられ、「守令」（知県↓通判↓知州）↓「監司」（提点刑獄↓転運使）という階梯は、官人の差遣昇遷の主流とも称すべきものとなっていた。そして「監司」資序の上級段階である路転運使から、三司の判官乃至副使として中央に転任するのが、これまた一つの通例となっており、「監司」→三司判官は、多くの官人が辿るまさに普遍的コースとなっていたのである⁽⁸⁰⁾。また R. Hartwell は、北宋期における恒常的な財政システムの確立を論じた論文の中で、財政業務の高度な専門化や財政官を歴任するキャリア・パターンの形成という趨勢の一方で、九六四―一〇九〇年に至る125名の宰執中74%に当たる94名がかつて何らかの高位財政官の経験者であつたこと、すなわちこれら高度の専門的識見を共有する官僚によって財務行政が常時画定・運営されていたこと、また十一世紀の高位財政官の90%が科擧出身であり、50名の三司使のうち科擧における高位登第者が27名を占める一方、三司使をはじめ高位財政官が科擧の考試官に充てられるシステムができており、論策の出題内容にも経済・財政問題が高い比重を占めるなど、科擧と財政の間にも密接な連関が形成されていたことなど、重要な指摘を行っている⁽⁸¹⁾。特に、三司使など長官クラスの財政官が、自らの下屬スタッフに対し、叙任や罷免の奏請を通じて事実上強い人事権を行使していたことは、本稿で論じた唐後半期における財務領使の幕職官辟召（及び判案郎官奏請）との関わりにおいて甚だ興味深い。このような宋代における政策形成・官制・人事運営など官僚政治の様々な側面においての「財政」の浸透は日常化の様相は、全き「財政国家」としての宋朝の姿をよく示すものといえよう。こうしたことからすれば、以上に縷述して来た唐代の財務

領使下幕職官・知院官のありようは、まさしく先駆的・過渡的な「財政国家」としての唐後半期の姿を如実に示すものといえるのではないか。

註

(1) 『旧唐書』一六八『新唐書』一六九 韋温伝。また『冊府元龜』四六九 台省部・封駁、『通鑑』二四六 開成四年五月条。なお中村裕一氏は『唐代制勅研究』（汲古書院、一九九一）において、韋温の執奏を給事中の封駁の例に数えているが、『新唐書』『冊府元龜』『通鑑』はすべて韋温を尚書右丞とする。中村氏も説くように、給事中の封駁とは別に、告身の署名段階で尚書左右丞が署名拒否という形で異議申し立てを行う例があり、これも広い意味での「封還」と見なされていた（同書二三―二六頁）。なお文官の勅授には右丞ではなく左丞の署名が入るはずであるが、敦煌出土の制授告身式には「左丞具官封名」下の双行注に「其武官則右丞署。若左右丞内一人無、仍見在者通署」とあり、嚴耕望『唐僕尚丞郎表』（中央研究院歷史語言研究所、一九五〇）によれば、開成四年の左丞は空欄となつてゐる。恐らく左丞の欠員により、右丞の韋温が署名することになったものと思われる。

(3) 姚勛はのちに李德裕と友善であつたと伝えられ（『新唐書』一二四 姚崇伝）、韋温の叔父貫之は牛党系の人脈上に位置するが、後文のように牛党首魁の一人である宰相楊嗣復が姚勛を弁護しているから、このたびの反対に党派的色彩はないようである。

(4) 『新唐書』一二四 姚崇伝。

(5) 宮崎市定『大唐帝国』（一九六八）↓『宮崎市定全集（八）』岩波書店、一九九二、礪波護「律令体制とその崩壊」（一九七〇）↓同『唐の行政機構と官僚』中公文庫、一九九八。

(6) 例えば藩鎮を唐朝中央政府に敵対する存在ではなく、後期唐朝の地方行政・財政を支える存在として捉える張國剛『唐代藩鎮研究』（湖南教育出版社、一九八三）、また鄭炳俊「唐後半期の地方行政体系について」（『東洋史研究』五一―三、一九九二）「唐代の觀察処置使について」（『史林』七七―五、一九九四）、及び次註の藩鎮幕職官に関する近年の諸成果など。また宋代へとつながる唐後半期の聴政システムや政治空間の再編につ

いての松本保宣氏の「唐代後半期における延英殿の機能について」〔立命館文学〕五二六、一九九〇〕「唐代後半期の待制・次対官再論」〔立命館文学〕五三三、一九九四〕より「唐宣宗朝の聴政」〔東洋学報〕八三—三、二〇〇二〕「唐文宗皇帝の聴政制度改革について」〔古代文化〕五四—七、二〇〇二〕に至る一連の論考など。

(7) 中国における代表的研究として戴偉華『唐代幕府与文学』（現代出版社、一九九〇）『唐方鎮文職僚佐考』（天津古籍出版社、一九九四）『唐代使府与文学研究』（広西師範大学出版社、一九九八）、石雲濤『唐代幕府制度研究』（中国社会科学出版社、二〇〇三）。藩鎮幕職官が中央官僚機構と密接な結びつきと日常的な交往の回路を有し、むしろエリート・コースとして機能していたことについては、拙稿「中晩唐期における官人の幕職官入仕とその背景」〔松本肇・川合康三編『中唐文学の視角』創文社、一九九八〕「唐後半期の藩鎮辟召制についての再検討」〔東洋史研究〕六〇—一、二〇〇一A〕に詳論した。また拙稿「滎陽鄭氏襄城公房一支と成德軍藩鎮」〔吉田寅寅先生古稀記念アジア史論集』東京法令、一九九七）『唐代藩鎮における下級幕職官について』〔中國史学〕一一、二〇〇一B〕も参照。

(8) 礪波護「三司使の成立について」〔一九六一—同『唐代政治社会史研究』同朋舎、一九八六、青山定雄「唐宋時代の転運使及び発運使」〔同『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』吉川弘文館、一九六三、日野開三郎「大暦末以前の租庸使」〔大暦末以前の度支使』〔肅・代二朝の大漕運と転運使』〕ともに『東洋史学論集』三三—三書房、一九八二、妹尾達彦「唐代塩専売法の規定内容とその効力」〔三田村博士古稀記念東洋史論叢』立命館大学、一九八〇〕「唐代後半期における江淮塩税機関の立地と機能」〔史学雑誌〕九一—二、一九八二A〕「唐代河東池塩の生産と流通」〔史林〕六五—六、一九八二B〕「塩池の国家祭祀」〔中國史学〕二、一九九二、鈴木正弘「唐代塩鉄転運使創業の人的背景」〔史正〕一五、一九八六、及び特に高橋継男氏の二連の研究、〔劉晏の巡院設置について』〔集刊東洋学〕二八、一九七二〕「唐後半期に於ける度支使・塩鉄転運使系巡院の設置について」〔集刊東洋学〕三〇、一九七三〕「唐代の地方塩政機構」〔歴史〕四九、一九七六〕「唐代後半期における巡院の地方行政監察業務について」〔星博士退官記念中国史論集』同記念事業会、一九七八〕「唐後半期における巡院と漕運」〔東洋大学文学部紀要〕三六、一九八一〕「唐後半期、度支使・塩鉄転運使系巡院名増補攷」〔東洋大学文学部紀要〕三九、一九八六〕「唐代後期の解府君墓誌と殷府君墓誌」〔東アジア古文書の史的研究』刀水書房、一九九〇〕「唐後半期の官界における知院官度支・塩鉄転運巡院の長官の位置について」〔堀敏一先生

古稀記念中国古代の国家と民衆」汲古書院、一九九五）「唐代後半期の度支・塩鉄転運巡院制に関する若干の考察」（第三届中国唐代文化學術研討會論文集）中国唐代学会、一九九七）。

(9) 高橋前註(8) 一九九五論文。

(10) 李錦繡『唐代財政史稿(下卷)』北京大学出版社、二〇〇一。

(11) 礪波前註(8) 論文。『通典』一八 選舉六に引く沈既濟「選舉雜議凡七条」。

(12) 劉晏創業時の人脈については、鈴木前註(8)論文、呉楓「劉晏理財与用人」(中国古代經濟史論叢) 黑竜江人民出版社、一九八二 参照。

(13) 前註(7) 一九九八・二〇〇一A拙稿。

(14) 『旧唐書』一七下 文宗紀、開成二年十月甲寅條に「塩鉄・戸部・度支三院下監院官、皆郎官・御史爲之」とあるが、知院官が必ずしも郎官・御史を帯びなかったことは、高橋前註(8)一九九五論文に指摘があり、財務領使下幕職官においても「大司馬王公(鐸)領事塩鉄、署君巡官、仮校書郎」(『千唐誌齋藏誌』文物出版社、一九八四)以下「千唐」と略記——一〇七七「唐故河南府洛陽縣尉孫府君(備)墓誌并序」、「度支推官・徵事郎・試大理評事李袞」(『隋唐五代墓誌匯編(陝西四)』天津古籍出版社、一九九二)以下「匯編」と略称——一三七頁「契苾通墓誌」といった例が多数認められる。

(15) 『洛陽出土歷代墓誌輯編』(中国社会科学出版社、一九九二)五七五「唐故朝散大夫舒州司馬・陳公(曦)志銘并序」。

(16) 『千唐』九九五「有唐故撫州法曹參軍員外置隴西李府君(彙)墓誌銘并序」。

(17) 『匯編(河南二)』九七頁「薛葉墓誌」。

(18) 唐末の事例に「高駢領塩鉄、辟(周)宝子佶爲支使」(『新唐書』一八六 周宝伝)と、塩鉄使下「支使」の職が一例見える。しかし「支使」とは通常藩鎮幕職官の一である觀察支使を指し、高駢は鎮海節度使・淮南節度使を領して塩鉄使を兼ねたことから、この「支使」が節度使下の幕職官(觀察支使)であった可能性は十分ある。

(19) 藩鎮幕職官においてであるが、『通鑑』二三・四 貞元九年十月甲子条の胡注は「節度巡官、在判官・推官之下」という。

(20) 元和二年以降、塩鉄使管下の専元収益は、製塩費用分を除きすべて度支に納入されることになった〔『唐会要』八七 転運塩鉄総序〕。同四年の裴垍の兩税三分制改革―上供の増加による兩税稅収把握の強化―とあわせ、憲宗朝以降、度支による中央財政統轄が確立・強化されたのである〔高瀬奈津子「安史の乱後の財政体制と中央集権について」『史学雑誌』一一〇―一一、二〇〇二〕。この点において、度支は他の二司〔塩鉄使・判戸部〕より一段高位に立つ存在だったと考えられる。このことが領使下幕職官の地位に反映したとすれば、盧輶の塩鉄推官↓度支巡官の転遷は、推官↓巡官の地位の高下より度支↓塩鉄の地位の高下起因するものと見ることもできる。

(21) 『文苑英華』四二二 中書制誥、幕府一は、幕職の編目として「推巡」として両者を一括した項目を立てている。

(22) 藩鎮下の判官の地位・職掌については、嚴耕望「唐代方鎮使府僚佐考」〔『唐史研究叢考』香港・新華研究所、一九六九〕参照。

(23) 例えば『新唐書』一八四 楊收伝「夏侯孜以宰相領度支、引判度支案」を『旧唐書』一七七 同伝は「宰相夏侯孜領度支、用收為判官」と記し、同一七二 李石伝「入為工部郎中・判塩鉄案、（大和）五年、改刑部郎中」に対し、『唐会要』五九 刑部員外郎は「太和五年四月勅、塩鉄判官・守尚書刑部郎中李石」とある。但し李錦繡前註〔10〕書の如く、これを以て「判官」をすべて「判案郎官」の別称と考えるのは早計であろう。例えば【表3】No.161の張禕は「釈褐汴州從事、戸部判官、入為藍田尉・集賢校理」と記されるが、「入りて藍田尉と為る」とあれば、この「戸部判官」は現任の郎中・員外郎が差補される「判案郎官（判戸部案）」ではあり得ない。経歴から推すに、この場合の「判官」は幕職官の汎称か。なお、後註〔26〕参照。

(24) 戸部財政については、渡辺信一郎「唐代後半期の中央財政」〔『人文』四〇、一九八八〕、李錦繡前註〔10〕書―第一篇第三章参照。なお渡辺氏が『唐会要』八七 転運塩鉄総叙の貞元八年詔条〔今戸部所領三川塩鉄・転運自此始也〕の記事に拠って、三川（西川・東川・山南西道）の権塩業務が判戸部に移譲されたと説くのは賛成できない。貞元八年は、判度支・塩鉄使による西北・東南の塩政区分がまさに再確立された年であり、これを念頭に置けば、上の「戸部」は四司戸部（判戸部）ではなく、度支の代名詞として用いられた（度支を擁する）六部戸部と見なくてはならない。

(25) 戸部推官の例が見られないのは、戸部財政が相対的に小規模だったことに関係すると思われる。また前註〔23〕の張禕の「戸部判官」が、恐ら

くは幕職官（『戸部巡官?』の汎称であったとすると、『戸部判官』も史料上検出されないことになる。

- (26) 『通典』二三 職官五、戸部郎中、『唐会要』五九 度支員外郎、元和三年十月・同四年十一月・長慶二年十二月条。「判案郎官」については、管見の限り李錦繡前註(10) 書―第一章が本格的に言及した最初の研究であるが、但し李氏の見解には、前記のように「判官」をすべて「判案郎官」の別称とし、『唐会要』七九 諸使雜錄下、会昌五年九月条の藩鎮幕職官に関する規定を引いて、度支・塩鉄「判官（『判案郎官』）が各五員ずつ置かれていたとするような、重大な誤認が含まれる。これらの点についての詳細は、拙稿「唐後半期の財務三司下における『判案郎官』について」（『史境』五一、二〇〇五）参照。

- (27) 元和八年、兵部尚書・塩鉄使李巽が兵部に塩鉄の部局を開設することを試み、左丞裴佖の抵抗に遭って、不成功に終わったことがある（『唐会要』五八 左右丞）。

- (28) 「韋垣夫人溫氏墓誌」（『匯編（北京遼寧三）』一八五頁）では、これを明瞭に「入遷倉部員外郎・判戸部案」と記す。

- (29) 【表3】No.166の鄭澥は原文では「以判塩鉄案・檢校考功郎中鄭澥為司封員外郎、充転運判官」で、これだと檢校官を帯びて判塩鉄案の任に、正員の員外郎を帯びて幕職の任にあったことになるが、一般の体例からして考え難い。転倒錯簡が疑われる。意を以て転運判官・檢校考功郎中から司封員外郎・判塩鉄案に転じたものと改めておく。

- (30) 前註(26) 拙稿参照。

- (31) (32) 高橋前註(8) 一九七二・一九七三・一九七六論文。

- (33) 『匯編（江蘇）』八六頁「解少卿墓誌」に墓主の終官を「塩鉄転運江淮留後勾檢官・文林郎・試太常寺協律郎」と記す。以下、『太平広記』報應五「宋衍」（出「報應記」）に「塩鉄院書手」、「雲笈七籤」二二二 道教靈驗記「蘇州塩鉄院招商官修神呪道場驗」、「冊府元龜」四八四 邦計部・經費、貞元元年春条に「時漕江東租賦百万余貫、在江陵。度支主吏宋棲桐無部置、過火焚之」などと見える。

- (34) 前註(33) 解少卿は、高橋前註(8) 一九九〇論文が指摘するように、檢校・兼・試の職事官を帯びている点、胥吏とは一線を画しているように見える。しかし、この場合の「勾檢」は律令官制上の「檢勾官」――州の録事参軍のような――というより、文字通り「簿籍を」とりしらべる」

意と考えられ、業務の内実としては胥吏的な配が濃厚である。ところで、前註(7)二〇〇一B拙稿では、藩鎮使府下において「賓僚」たる上級幕職官と胥吏の間に、胥吏的な業務に従いながら下級州県官や檢校・兼・試官を帯びる一群の下級幕職官ともいえるべき層が存在したことを明らかにした。この「勾檢官」も、巡院下の上級幕職官(推官・巡官)と胥吏の間に位置する下級幕職官的存在と見られよう。

- (35) より規模の小さな塩州烏池は「推官一員、巡官兩員、胥吏一百三十人」、靈州温池は「推官兩員、巡官兩員、胥吏三十九人」と伝える(『唐會要』八八 塩鉄使)。

- (36) 東渭橋は江淮から長安への漕運の終点ともいえるべき地点であり、渭橋倉が置かれていた。この渭橋院を領する知院官は東渭橋給納使の使職を称した例が多い。『冊府元龜』四九三 邦計部・山沢一、元和三年七月条、沈亜之『沈下賢文集』六「東渭橋給納使新序記」、後掲【表1】No.23盧伯卿・26韋承鼎、【表2】No.91令狐統の項参照。

- (37) 知度支陝州院事を終官として没した令狐統は「大司計(判度支)君の政事に熟するもて、連りに重務を委ね、河中院自ら河陰院に転ず」(後掲【表2】No.91)とされ、統はこの後「解臬池院及安邑院事」に転じているから、ここにいる河中院・河陰院の職は知院官ではなく、巡院下の幕職であろう。また『金石萃編』一〇三「大唐河東塩池靈慶公神祠碑并序」(貞元十三年〃七九七)では、度支河中院下の知解臬池・知安邑池の兩職が、判度支の裴延齡から蘇弁への交替に伴って、それぞれ張巨源・蕭曾から陸位・韋縱へ交替したことを記し、巡院下の職が領使の直接の辟召によつていたことを示唆する。

- (38) 「巡覆官」は、「度支書手」略倣なる者が詩才を認められて、宰相李吉甫により度支巡官に拔擢されようとしたが、「自ら以へらく微賤なれば敢へて士大夫の列に廁とこらず」として「巡覆官を兼ねんことを請ふ」たとあり(『唐語林』三 識鑒、「考太楚、嶺南東道塩鉄院都□(巡)覆官并南道十州巡檢務・試右武衛兵曹參軍」(程存浩「新發現の後梁貞存鐫墓誌考釈」『文物』一九九四一八)の職名などから推測すると、「巡官」とは別な胥吏的な下級幕職官であつた可能性がある。しかし劉茂貞は明経登第の上、既に東都院や河陰院など重要巡院の巡官を歴任しており、今さら胥吏的な下級幕職官に補任されたとも思われない。一体「巡覆」は「転運使劉晏奏令巡覆江西、多所蠲免。」(『旧唐書』一五三 劉適伝)の如く巡察の意であり、「以陳磻石為塩鉄巡官、往揚子院專督海運」(『旧唐書』一九 懿宗紀、咸通三年夏条)の如く、巡官の主要任務の一出使巡察に

あったとすれば、この場合の「巡覆官」はまず巡官の異称と見てよからう。

- (39) 江南の塩利は、劉晏の漕法により、揚子↓河陰↓渭口↓太倉（長安）とリレー式に搬送された（『新唐書』五十三食貨志参照）。劉晏が黄河・三门峡に位置した集津分巡院時代から黄河漕運に関わっていたと考えられることは、高橋前註（8）一九八五論文参照。

- (40) 高橋前註（8）一九七六論文は河中巡院↓知解池・知安邑池↓（監？↓）八場という支配系統を想定する。但し貞元十三年碑に見える「紫泉場」が、乾元元年の創置の段階では「紫泉監」と伝えられる（『新唐書』三九地理志）ことからすると、河中の場合、監場は統属関係ではなく、規模の大小による横並びの存在であった可能性がある。

- (41) 高橋前註（8）一九九〇論文の註（4）参照。

- (42) 『唐僕尚丞郎表』には大中七年に杜棕の塩鉄使在任はないが、単なる淮南節度使の立場で塩場の職に叙任することは考え難いので、これは（淮南節度使にしばしば見られたように）塩鉄使を兼任していたと見るべきであろう。なお陵亭は『通鑑』二五八大順元年二月己巳条に「（龐師古）与孫儒戰於陵亭、師古兵敗而還」と見え、『元豊九域志』五淮南路、泰州海陵郡・興化県条に「陵亭一鎮」と見えるそれであろう。

- (43) なお原文は崔稜に作る。

- (44) 『太平広記』二六四「李令」（出『雲溪友議』）は、李令なる無頼の士人に強請られた知江陵院（任江陵驛院）「帰評事」が、やむを得ず「武陵渠江の務を与へ」たという話柄を伝え、「武陵渠江の務」はまた「朗州場」とも表現される。知院官が管轄下の場（務）について一定の人事権を有していたことを窺わせる。

- (45) 但し、後掲【表一】No.23の盧伯卿は知閩中院から知塩城監事に転じている。これは恐らく楚州塩城監が全国でも屈指の大産塩地（『輿地紀勝』三九淮南東路・楚州所引『元和郡県志』）ゆえの特例であろう。なお監場下に巡官が存した例が『新唐書』七二下宰相世系表、始興張氏に「濱韶州塩場巡官」とあるが、一例のみで詳細は不明である。

- (46) 高橋前註（8）一九九五論文。

- (47) 礪波護「唐代の県尉」（一九七四↓同『唐代政治社会史研究』）。

- (48) 元和元々四年在任の李巽、または四々五年在任の李鄴（『唐僕尚丞郎表』一四）。
- (49) 前註（42）。
- (50) 循資格は、開元十八年（七三〇）侍中裴光庭によって定められた制度で、任期満了後、次の銓選参加まで所定の待機期間を課し、待機期間を終えた者から授官して行くものである。鳥谷弘昭「裴光庭の「循資格」について」（『立正史学』四七、一九八〇）など参照。唐後半期、闕員不足と循資格によって通常の銓選（常調）による官途が恐るべき渋滞を呈したことは、前註（7）一九九八拙稿も参照。
- (51) 後掲「表1」No.26の劉略は「進士と為ること三年、竟に第せず」、吏部の常調により河南府寿安県丞を以て釈褐したが、官途半ばにして塩鉄使下の職に転じ、そこから赤県たる京兆府雲陽県令に遷出するを得て、ついには州刺史から従三品衛尉卿に至っている。
- (52) 愛宕元「唐代の郷貢進士と郷貢明経」（『東方学報（京）』四五、一九七三）。
- (53) 恐らく度支山南西道巡院の尊称であろう。巡院の前身が租庸使であったことは高橋前註（8）一九七二論文参照。河東解池を擁する河中院が「權塩使」の使額にこだわったように（『冊府元龜』四九三 邦計部・山沢一、元和三年七月条、称使を以て一つの格式とする通念が存した。なお果州は井塩を産し、閬・開・通州の井塩とともに山南西道巡院が管轄したことは『新唐書』五四 食貨志四に見える）。
- (54) 唐代後半期の待制官の範囲については、松本前註（6）一九九四論文参照。
- (55) 夫人誌では魏邈の官歴として、懷州・果州・婺州・宣州の四州参軍を列記するのみである。これからすると、山南の巡院下で塩政に携わった時期も、特に検校・兼・試官を奏請されず前果州司戸参軍という前資官の肩書きを以て職に従事したものと思われる。
- (56) 世系表に宏の曾祖 祖 父が、墓誌の記載通り盧賈 政 璠と見えている。
- (57) 世系表に苴の祖 父が、墓誌の記載通り崔隱甫 渙と見えている。
- (58) 夫人の曾祖崔道猷が『新唐書』七二下 宰相世系表、清河小房崔氏に見えている。
- (59) 『千唐』八二七「大唐故広陵郡海陵県丞張府君俊墓誌銘并序」、一一一一「唐故朝散大夫巴州刺史張府君（信）墓誌銘并序」。但し張俊誌では、張謙 師暉 育知とする。

(60) 例えば『新唐書』宗室・宰相世系表から、宗室邵王房出身の度支漁陽監事李銳(七〇上)、弘農楊氏越公房出身の官欽度支巡官楊球(七一下)、博陵崔氏安平房出身の度支江陵院巡官崔道猷(七二下)、滎陽鄭氏南祖房出身の解州榷塩巡官鄭寡尤(七五上)などの例を拾い得る。また『元氏長慶集』四七「顔峴右贊善大夫」に見える両池榷塩巡官顔峴は、顔真卿の兄の子(琅邪顔氏)である。

(61) 楚州宝応県は大運河(山陽漕)沿いに位置し、大産塩地・塩城監を東に望む要地にある。No.18 處処約が「塩鉄宝応院巡官」であったという如く、この地に巡院が置かれていたことは確実と見られる。

(62) これら雄藩の幕職官は格の高いものであり、崔邕が後年ようやく僻遠の容州藩鎮の幕職に就いていることからして、これらの職が藩府の幕職だったとは考え方難い。

(63) 高橋前註(8) 一九七二・一九七三・一九七六論文。なお例えば、No.39の崔倕(陲)は、『劉禹錫集』三「唐故朝散大夫・崔公神道碑」に「為監察御史、主河東租庸務」とあり、張濯「唐宝応靈慶池神廟記」(『文苑英華』八一五)に「清河崔公陲、時以監察權領是邦」とあって、実質的に河中院の職掌にあったと判断される。

(64) 楊炎による劉晏排撃と財務使職廢止をめぐる最新の動向は、高瀬前註(20) 論文および「楊炎の兩税法施行と政治的背景」(『駿台史学』一〇四、一九九八)、鈴木正弘「建中元年の財務使職廢止を巡って」(『立正大学東洋史論集』一四、二〇〇二) 参照。

(65) 表に見える以外では、元和十四年に知塩鉄福建院であった權長孺(『冊府元龜』一五〇 帝王部・寬刑、『登科記考』一四)、咸通末に知蘇州院であった譚錫(『南部新書』己、『唐詩紀事』五六)の2例の進士出身者を見出し得る。また貞元十六年に河東榷塩使(主池務)となった史牟は制科出身である(『冊府元龜』四九三 邦計部・山沢一、『登科記考』一一二)。なお右の『南部新書』己に見える「院巡」鍾福(後註(77) 参照)が『唐鑑』八に見える鍾福だとすれば、巡院下幕職官で進士出身者の管見唯一の例となる。

(66) 『太平広記』二六五「陳通方」(出「閩川名士伝」)によれば、王播は高齢での進士登第を陳通方に擲掄されたことを根に持ち、のち困窮した通方を知院官に署すのに赴任先を転々とさせて昔日の遺恨に報いたという。

(67) 「監院」は巡院を指す場合と、監+巡院を指す場合とあるが(高橋前註(8) 一九七六論文、この場合は巡院を指し「院官」は知院官と見てよ

い（同前一九九五論文）。

- (68) 『冊府元龜』五一 邦計部・食汚に「行營糧料使判官」元脩が、『新唐書』七〇下宗室世系表・紀王房、李詢に「荊南・揚子兩稅使判官」が、『文苑英華』四一〇 元稹「授蕭睦鳳州周載渝州刺史制」に「劍南三川權塩判官」蕭睦が見えている。所謂「食出界糧」臨時の征師に対する度支からの軍糧支給を司った糧料使（供軍使）については、室永芳三「五代節度使府の糧料使について」（『東方學』二二、一九六二）、李前註（10）書第一 篇第五章参照。元和の税制改革に付随して派遣された兩稅使については、高橋前註（8）一九七八論文に言及がある。揚子留後が淮南等道兩稅使、江陵留後が荊南等道兩稅使に充てられたので、李詢は兩使の判官を歴任したものであろう。三川權塩使は、長慶元年、權塩使張宗本が東川巡院及び諸監院の耗剩錢を盗用したとの記事が『冊府元龜』五一 邦計部・食汚に見える。なお黔中においては、藩帥が特別に同地を所管とする塩鉄使号を帶し、その下に塩鉄使判官が置かれた如くである。高橋前記論文の註（53）、前註（26）拙稿の註（34）参照。

- (69) 『唐会要』八七 河南水陸運使・陝州水陸運使。なお河南水陸運使判官には、伊闕尉が充てられた例がまま見られる（李韜『李文公集』一五「兵部侍郎贈工部尚書武公墓誌銘」、『匯編（洛陽一二）』一三頁「李虛中墓誌」）。

- (70) 貞元・會昌年間、度支管下で北辺の漕運にあつた代北水運使については、丸橋充拓「唐代後半の北辺財政」（『東洋史研究』五五―一、一九九六）参照。但し氏が挙げる該時期の5例のうち、任信は子の任淑の誤りであらう。

- (71) 封演『封氏聞見記』三 制科に見える「八儒」、また礪波前註（8）論文参照。

- (72) 既に元和後年に判戸部からの入相が定例化していた如き所伝もあるが（『新唐書』一六〇 孟簡伝。表に見る限り李絳・崔羣の二例のみで、確たる傾向とまでは言い難い。これに対し洪邁『容齋統筆』一四「用計臣為相」は「憲宗季年、皇甫鏐由判度支、程异由衛尉卿、塩鉄使、并命為相、公論沸騰、不恤也。逮於宣宗、率由比途大用。馬植・裴休・夏侯孜以塩鉄、盧商・崔元式・周墀・崔龜從・蕭鄴・劉瑑以度支、魏扶・魏謩・崔慎由・蔣伸以戸部、自是計相不可勝書矣」と宣宗朝以降の動向を記す。なお『中朝故事』にいう「夏官侍郎」は兵部侍郎であり、【表4】からも窺える如く、宣宗朝以降、財務領使の底官はほぼ兵部侍郎に定着したと見られる。ここにも財務使職機構が旧来の官僚制に渾然と接合されつつ、制度的完整に向かう様相を見てとれよう。

(73) こうした経緯については高瀬前註(20)論文および李錦繡前註(10)書―第一篇第一章参照。

(74) 岑仲勉『翰林志士壁記注補』(一九四八)『郎官石柱題名新考訂』上海古籍出版社、一九八四。但し大和以前にも、貞元二年の宰相崔造による財務使職廢止時に吉中孚が判度支兩税として、元和六年に李絳が戸部侍郎・判本司として出院した例がある。

(75) 『旧五代史』六〇 李德休伝、五八 蕭頊伝、六七 盧程伝、六八 劉岳伝。また進士から昭宗の天復初年に博學宏詞科(吏部科目選)に登科した李琪も、京兆府・武功県尉を経て転運巡官に転じている(同五八 李琪伝)。

(76) 駕部は「輿輦、車乘、伝駟、厩牧馬牛之籍」を掌管するものであるが、倉部は「天下の庫儲、租税・禄糧・倉廩を出納するの事」を掌管し、楊炎による財務使職廢止時には金部と並んで国家財政を管轄したものである。

(77) 咸通末、蘇州において鄭渾之は録事參軍、譚銖は「嵯院官」、鍾福は「院巡」であり、隣接する湖州では李超・趙蒙と状元出身の刺史が続いたのを、時人は「湖は兩頭に接し、蘇は三尾を聯ぬ」と称したという(『南部新書』己)。また同じ咸通末、太原王氏出身の湖南觀察使王凝は、王氏の族人と称する新任の柳州刺史王某と謁見し、王某の前任が「職は北海塩院」であると聞いて悦ばず、「適来せる王君、資歴頗る雜なれば、的に吾の枝葉に非ざる也」として、族譜を調べた所、果たして王某の詐称が露見したとの話柄を伝える(『太平広記』一三八「王使君」。出『南楚新聞』)。いずれも唐末においてなお、塩院の職が卑俗なものという認識が根深く存していたことを示唆する。

(78) 室永芳三「五代の北面転運使について」(『史淵』八九、一九六二)。

(79) 礪波前註(8)論文。また周藤吉之「北宋の三司の性格」(一九六五)同『宋代史研究』東洋文庫、一九六九「北宋における三司の興廢」(一九六六)同前書も参照。

(81) 梅原郁「宋代官僚制度研究」(同朋舎、一九八五)第三章「差遣 職事官の諸問題」。また小林仁「宋初の文臣官僚の差遣の昇進について」(『中央大学大学院論究』一六一、一九八四)、渡邊久「転運使から監司へ」(『東洋史苑』三八、一九九二)も参照。

(82) Robert Hartwell, "Financial Expertise, Examination, and the Formulation of Economic Policy in Northern Sung China", *The Journal of Asian Studies*, 30: 3, 1972.

(補註) 前註(26) 拙稿では、史料上検知し得た「度支判官」の用例全5例を検討した結果、そのほぼすべてが「幕職官の汎称としての『判官』」乃至「判案郎官の別称としての『判官』」の範疇で理解し得、少なくとも「固有の幕職官名としての『判官』」であることを明示する例は一例もないことを指摘した。その後【表2】№46王沼の「度支使判官」の用例を新たに得たが、これも固有の幕職官名(≡度支判官)というよりは、「度支使の『判官』」、すなわち「(推官・巡官など)幕職官の汎称としての『判官』」である可能性が濃厚であると思われる。